名古屋市の騒音

新幹線鉄道騒音·振動編 (令和 2·3年度)



目 次

Ι	調査	での概要	
	1	調査の目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
	2	調査対象地域及び調査地点・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
	3	調査期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
	4	調査実施機関・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
	5	調査方法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
Π	調査	A A A A A A A A A A A A A A A A A A A	
	1	最大騒音レベル【Lmax】・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	5
	2	振動レベル【 VL】・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	6
	3	等価騒音レベル【L _{Aeq} 】・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	7
	4	車両型式別・列車速度別の最大騒音レベル・・・・・・・]	1(
	5	車両型式別・列車速度別の最大振動レベル・・・・・・・]	[]
Ш	環境	登基準等の達成状況	
	1	新幹線鉄道騒音に係る環境基準の達成状況について・・・・・・]	13
	2	新幹線鉄道振動に係る指針の達成状況について・・・・・・・]	14
	3	騒音に係る当面の目標(75dB)の達成状況について・・・・・・]	14
	別表	・1 令和2・3年度新幹線鉄道騒音・振動実態監視結果・・・・・・]	16
	別表	2 令和2・3年度新幹線鉄道等価騒音レベル実態監視結果・・・・]	18
	別表	3 新幹線鉄道騒音・振動の推移(実態監視結果)・・・・・・・ 2	2(
参	考資料		23
参	考資料	12 新幹線鉄道騒音測定・評価マニュアル(関係部分抜粋)・・・・・ 3	3(
参	考資料	3 環境保全上緊急を要する新幹線鉄道振動対策について・・・・・ 4	11

Ι 調査の概要

1 調査の目的

この調査は、市内における新幹線鉄道騒音・振動の実態を広域的かつきめ細かく把握(以下「実態監視」という。)することを目的とし、併せて、「新幹線鉄道騒音に係る環境基準」(参考資料 1 参照)及び「環境保全上緊急を要する新幹線鉄道振動対策について(勧告)」(参考資料 2 参照)(以下「緊急を要する振動対策について」という。)に示された振動に係る指針値の達成状況等を明らかにするために実施したものである。

2 調査対象地域及び調査地点

調査対象地域は、名古屋市内の東海道新幹線の沿線(延長 18.9km)であり、 西、中村、熱田、中川、南及び緑区の6区である。

調査地点は、毎年測定を行う定期監視の地点(5地点+参考1地点、なお今回参考地点は工事中で測定不可であった)を含め、原則として前回調査(平成27~28年度)と同一の地点とした。ただし、事前調査で調査地点周辺の状況の変化により調査が困難な地点等については見直しを行うとともに、東海旅客鉄道株式会社が平成25年から実施している大規模改修工事(基礎部分の補強や新型防音壁の設置等)等により測定不可能な調査地点が発生したため、最終的な調査地点数は46(25mの測定地点数は45)地点であった。

3 調査期間

令和2年9月から令和3年5月まで

ただし、雨天等により騒音及び振動の測定に影響を生じる日、土曜日、日曜日 及び休日は除いた。

4 調査実施機関

環境局地域環境対策部大気環境対策課 西、港、南、名東区公害対策室 環境科学調査センター環境科学室

5 調査方法

(1) 測定点

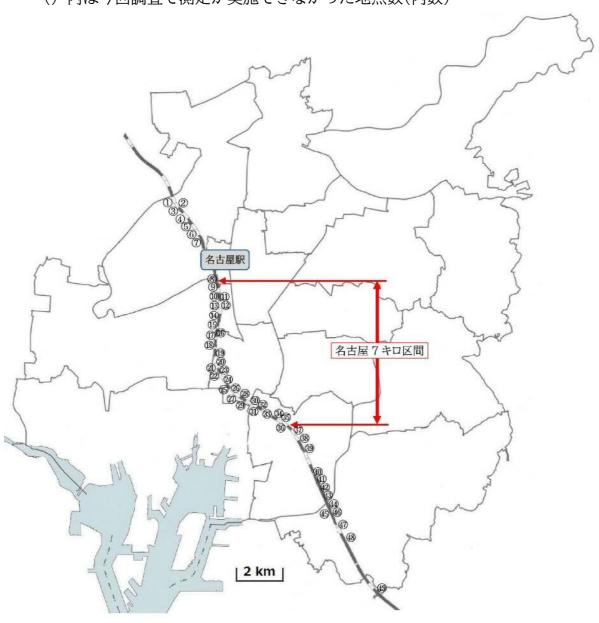
騒音及び振動の測定点は、各調査地点とも近接軌道中心から、原則として 12.5m、25m、50mの3測定点とした。

調査地点の各測定点は、軌道にできる限り直角に交わる公道または空地で、 軌道を見通せる地点を選定した。なお、区別の調査地点数は、表1のとおりで ある。

表1 区別の調査地点数

	調査		測定点		/#:
区	地点数	12.5m	25m	50m	備考
西	1	0	0	1	
中 村	6(1)	6(1)	5(1)	5(1)	
熱田	12(2)	12(2)	12(2)	11(2)	定期監視地点 2 地点で上下両側測定
中 川	10	5	9	8	
南	14	13	14	14	定期監視地点1地点で上下両側測定
緑	6	5	5	3	
合 計	49(3)	41(3)	45(3)	42(3)	

() 内は今回調査で測定が実施できなかった地点数(内数)



本図は国土地理院地図 Vector を使用して作成した。

(2) 測定機器

測定に使用した機器は次のとおりである。

・普通騒音計 リオン製 NL-21、NL-42EX

・精密騒音計 リオン製 NL-32、NL-52EX

・振動レベル計 リオン製 VM-53、VM-53A、VM-55EX

・レベルレコーダ リオン製 LR-06、LR-07

・音響校正器 リオン製 NC-75

・ストップウォッチ デジタル型

(3) 測定本数

測定対象列車本数は、原則として 12.5m、25m、50m の測定点において、「新幹線鉄道騒音測定・評価マニュアル」【平成 27 年 10 月 環境省策定】(参考資料2参照)(以下「測定マニュアル」という。)及び「環境保全上緊急を要する新幹線鉄道振動対策について(勧告)」【昭和 51 年環境庁】(参考資料3参照)に定める方法に従い、新幹線鉄道の上り及び下りの列車を合わせて、原則として連続して通過する 20 本の列車について測定した。また、暗騒音の影響が大きく必要本数以上の列車の測定ができない調査地点については、2時間で通過する列車を測定対象列車とした。

(4)調查項目

ア 最大騒音レベル【Lmax】

測定マニュアルに基づき、原則として、連続して通過する上下列車の最大値 (ピークレベル) を電子データから読みとり、20本のピークレベルのうち、レベルの大きい上位 10本を抽出し、そのパワー平均を求めた。測定できたものが 20本に満たなかった場合は、レベルの大きさが上位半数のもののパワー平均を求めた。なお、異常音や除外音等の判別をするために、レベルレコーダを使用した。

騒音計の周波数補正回路はA特性とし、動特性はSLOW、レベルレコーダの動特性はSLOW、紙送り速度は3mm/sとした。

イ 振動レベル【VL】

「環境保全上緊急を要する新幹線鉄道振動対策について(勧告)」に定める方法に従い、原則として、連続して通過する上下列車の最大値(ピークレベル)をレベルレコーダから読みとり、20本のピークレベルのうち、レベルの大きい上位10本を抽出し、その算術平均を求めた。測定できたものが20本に満たなかった場合は、レベルの大きさが上位半数のものの算術平均を求めた。

振動計の振動感覚補正回路は鉛直振動特性とし、レベルレコーダの動特性はVL、紙送り速度は3mm/sとした。

ウ 等価騒音レベル【L_{Aeq}】

測定マニュアルに基づき、原則として、測定した全列車の単発騒音暴露レベル【L_{AE}】を電子データから読みとり、パワー平均し、次式により昼間及び夜間の等価騒音レベルを求めた。

$$\overline{L}_{Aeq} = 10 \log_{10} (10^{\overline{L}_{AE}/10} \times N/T)$$

LAE: 単発騒音暴露レベルのパワー平均値

T: LAeqの対象としている時間

(昼間7時~22 時は 54,000 秒、夜間 22 時~翌7時は

32,400 秒)

N: 対象時間に通過する列車本数

工 列車速度

各調査地点における評価列車速度は、25m 地点での騒音のピークレベルを 求めるために抽出した上位半数の列車の速度を算術平均して求めた。

また、上り列車速度及び下り列車速度は、25m 地点でのピークレベルを求めた20本の列車のうち、上りの列車から上り列車速度を、下り列車から下り列車速度をそれぞれ算術平均して求めた。

なお、列車速度は、ある目印点(任意の1点)を1列車全体が通過するの に要する時間をストップウォッチで計測し、次式により速度を算出した。

$$V = \frac{L \times M}{T} \times \frac{3600}{1000} = \frac{1440}{T}$$

V: 列車速度 (km/h) M: 1列車の車両数 (=16

両)

L: 1車両の長さ (=25m) T: 通過所要時間 (秒)

Ⅱ調査結果

各調査項目の結果概要については、次のとおりである。

なお、実態監視の各調査地点(45 地点)の調査結果を、別表 1 及び 2 に示す。また、 各調査地点における平成 12 年度からの調査結果の経年推移及び騒音防止対策(防音壁 等)について、別表 3 に示す。

最大騒音レベル【L_{max}】

測定点ごとに最大騒音レベルの平均値等の経年推移を表2に示す。

平成17年度からの推移をみると、12.5m、25m、50mの平均値はいずれも横ばい傾向であった。また、各測定点における最大騒音レベルの大きかった地点について、上位を表3~5に示す。

表2 最大騒音レベルの推移

単位:dB

測定点	区分	平成 17 年度	平成 22~24 年度	平成 27・28 年度	令和2・3年度
10 Fm	平均值	72	72	72	71
12.5m	最小値~最大値	(65~79)	(61~82)	(62~80)	(65~81)
25	平均值	70	69	69	69
25m	最小値~最大値	(63~77)	(62~80)	(63~77)	(64~77)
F0	平均値	66	65	65	66
50m	最小値~最大値	(60~76)	(58~74)	(57~72)	(60~70)

- (注1) 平均値は、各測定点の最大騒音レベルを算術平均した値を示す。
- (注2) 平成22~24年度結果について、定期監視地点は、平成24年度結果を用いた。【表3~5も同様】

表3 最大騒音レベルの大きかった地点(12.5m 地点) 単位:dB

最大騒音 レベル	地点 番号	調査地点	土木構造	用途地域	前 回 (平成 27·28 年度)
81	5	中村区栄生町	高 架	一種住居	78 (2)
75	6	中村区千原町	高 架	準工業	75 (※)
75	39	南区立脇町	切 土	準工業	76 (3)

(注)()は、前回結果の大きい方からの順位、※は前回上位3位に入っていないことを示す。【表4・5も同様】

表4 最大騒音レベルの大きかった地点(25m 地点) 単位:dB

最大騒音レベル	地点 番号	調査地点	土木構造	用途地域	前 回 (平成 27·28 年度)
77	5	中村区栄生町	高 架	一種住居	74 (3)
7.4	47	緑区大高町砦前	盛土	準工業	74 (3)
74	49	緑区野末町	盛土	準工業	73 (※)

表5 最大騒音レベルの大きかった地点(50m 地点)

		表5	最大騒音レベルの大きな	いった地点	(50m 地点)	単位:dB
	最大騒音	地点	調査地点	土木	用途地域	前回
L	レベル	番号	10-31E 30111	構造		(平成 27·28 年度)
		6	中村区千原町	高 架	準工業	68 (※)
	70	34	南区豊田二丁目	鉄 橋	準工業	66 (※)
İ	70	36	南区戸部下二丁目	鉄 橋	工業	68 (※)
		40	南区星崎一丁目	盛土	準工業	71 (3)

2 振動レベル【VL】

測定点ごとに振動レベルの平均値等の経年推移を表6に示す。

平成17年度からの推移をみると、12.5m、25m、50mの平均値はいずれも横ばい傾向 であった。また、各測定点における振動レベルの大きかった地点について、上位を表 7~9に示す。

表6 振動レベルの推移

単位:dB

測定点	区分	平成 17 年度	平成 22~24 年度	平成 27・28 年度	令和2·3年度
12.5m	平均值	60	58	59	60
12.3111	最小値~最大値	(48~70)	(47~72)	(46~69)	(47~70)
25m	平均値	57	56	56	57
23111	最小値~最大値	(47~68)	(44~68)	(44~68)	(47~69)
50m	平均値	54	53	53	54
20111	最小値~最大値	(43~66)	(41~61)	(41~62)	(45~63)

⁽注1) 平均値は、各測定点の振動レベルを算術平均した値を示す。

表7 振動レベルの大きかった地点(12.5m 地点) 単位:dB

振動 レベル	地点 番号	調査地点	土木構造	用途地域	前 回 (平成 27·28 年度)
	30	南区明治一丁目	高 架	準工業	65 (※)
70	37	南区塩屋町	高 架	準工業	68 (3)
	46	緑区大高町鷲津	高 架	高 架 準工業 6 高 架 準工業 6	69 (1)

(注)()は、前回結果の大きい方からの順位、※は前回上位3位に入っていないことを示す。【表 8・9も同様】

⁽注2) 平成22~24年度結果について、定期監視地点は、平成24年度結果を用いた。【表7~9も同 様】

表8 振動レベルの大きかった地点(25m地点)

単位:dB

振動 レベル	地点 番号	調査地点	土木構造	用途地域	前 回 (平成 27·28 年度)
6 9	38	南区立脇町	盛土	近隣商業	68 (1)
6 5	32	南区豊二丁目	高 架	準工業	65 (2)
	30	南区明治一丁目	高 架	準工業	62 (※)
6 4	35	南区戸部下二丁目	高 架	準工業	_
	37	南区塩屋町	高 架	準工業	64 (※)

表9 振動レベルの大きかった地点(50m地点)

単位:dB

振動 レベル	地点 番号	調査地点	土木構造	用途地域	前 回 (平成 27·28 年度)
63	37	南区塩屋町	高 架	準工業	59 (※)
60	28	熱田区千年二丁目	高 架	準工業	60 (3)
	33	南区豊田二丁目(上)	高 架	準工業	62 (1)
59	36	南区戸部下二丁目	鉄 橋	工業	54 (※)
39	38	南区立脇町	盛土	近隣商業	57 (※)
	48	緑区大高町大平戸	切 土	一種住居	54 (※)

3 等価騒音レベル【Laeg】

測定点ごとに等価騒音レベルの平均値の経年推移を昼夜間別にして、表 10 及び 11 に示す。

平成17年度からの推移をみると、12.5m、25m、50mの平均値はいずれも横ばい傾向であった。また、各測定点における昼夜別の等価騒音レベルの大きかった地点について、上位を表12~17に示す。

表10 等価騒音レベルの推移(昼間)

単位:dB

測定点	区分	平成 17 年度	平成 22~24 年度	平成 27・28 年度	令和2·3年度
12 . 5m	平均值	56	56	56	55
12.3111	最小值~最大值	(50~64)	(49~64)	(48~64)	(50~64)
25m	平均值	54	53	53	53
20111	最小值~最大值	(47~60)	(47~62)	(48~61)	(48~60)
50m	平均值	50	49	49	50
50m	最小值~最大值	(44~61)	(43~57)	(43~56)	(45~55)

⁽注1) 昼間は7時~22時、夜間は22時~翌日7時。平均値は、各測定点の等価騒音レベルを算術平均した値を示す。

⁽注2) 平成22~24 年度について、定期監視地点は、平成24 年度結果を用いた。【表11~17 も同様】

表 11 等価騒音レベルの推移(夜間)

単位:dB

測定点	区分	平成 17 年度	平成22~24年 度	平成 27・28 年度	令和2·3年度
12 . 5m	平均値	44	46	46	46
12.3111	最小值~最大值	(37~55)	(39~55)	(39~55)	(41~55)
25m	平均値	42	44	44	44
23111	最小值~最大值	(35~51)	(38~52)	(30~52)	(39~51)
50m	平均値	39	40	40	40
SOIII	最小值~最大值	(32~52)	(34~48)	(33~47)	(35~46)

⁽注) 昼間は7時~22 時、夜間は22 時~翌日7時。平均値は、各測定点の等価騒音レベルを算術平均した値を示す。

表 12 等価騒音レベル(昼間)の大きかった地点(12.5m 地点) 単位:dB

等価騒音 レベル	地点番号	調査地点	土木構造	用途地域	前 回 (平成 27·28 年度)
64	5	中村区栄生町	高 架	一種住居	62 (2)
61	6	中村区千原町	高 架	準工業	61 (3)
59	1	中村区新富町	盛土	一種住居	58 (※)

⁽注)()は、前回結果の大きい方からの順位、※は前回上位3位に入っていないことを示す。 【表13~16も同様】

表13 等価騒音レベル(昼間)の大きかった地点(25m地点) 単位:dB

等価騒音 レベル	地点番号	調査地点	土木構造	用途地域	前 回 (平成 27·28 年度)
60	5	中村区栄生町	高 架	一種住居	62 (3)
58	1	中村区新富町	盛土	一種住居	57 (※)
	11	中川区尾頭橋四丁目	盛土	商業	55 (※)
57	36	南区戸部下二丁目	鉄 橋	工業	54 (※)
37	38	南区立脇町	盛土	近隣商業	60 (2)
47 Å		緑区大高町砦前	盛土	準工業	57 (※)

表 14 等価騒音レベル(昼間)の大きかった地点(50m 地点) 単位:dB

等価騒音 レベル	地点番号	調査地点	土木構造	用途地域	前 回 (平成 27·28 年度)
55	6	中村区千原町	高 架	準工業	54 (※)
	1	中村区新富町	盛土	一種住居	52 (※)
54	36	南区戸部下二丁目	鉄 橋	工業	52 (※)
	40	南区星崎一丁目	盛土	準工業	55 (2)

表 15 等価騒音レベル (夜間) の大きかった地点 (12.5m 地点) 単位:dB

等価騒音 レベル	地点番号	調査地点	土木構造	用途地域	前 回 (平成 27·28 年度)
55	5	中村区栄生町	高 架	一種住居	55 (2)
52	6	中村区千原町	高 架	準工業	52 (3)
50	1	中村区新富町	盛土	一種住居	49 (%)

表16 等価騒音レベル(夜間)の大きかった地点(25m 地点) 単位:dB

等価騒音 レベル	地点番号	調査地点	土木構造	用途地域	前 回 (平成 27·28 年度)
51	5	中村区栄生町	高 架	一種住居	49 (3)
49	1	中村区新富町	盛土	一種住居	47 (※)
	36	南区戸部下二丁目	鉄 橋	工業	45 (※)
48	38	南区立脇町	盛土	近隣商業	51 (2)
	47	緑区大高町砦前	盛土	準工業	48 (※)

表 17 等価騒音レベル(夜間)の大きかった地点(50m 地点) 単位:dB

等価騒音レベル	地点番号	調査地点	土木構造	用途地域	前 回 (平成 27·28 年度)
46	6	中村区千原町	高 架	準工業	45 (3)
	1	中村区新富町	盛土	一種住居	42 (※)
45	36	南区戸部下二丁目	鉄 橋	工業	43 (※)
	40	南区星崎一丁目	盛土	準工業	45 (3)

4 車両型式別・列車速度別の最大騒音レベル

測定対象列車ごとの車両型式別・列車速度別の最大騒音レベルの平均値を表 18~20に示す。

表 18 車両型式別・列車速度別最大騒音レベル(12.5m 地点)

	車両	120	120~	140~	160~	180~	200~	220~	240~	260	
区分	平岡 形式	km/h	139	159	179	199	219	239	259	km/h	平均
	カシエグ	未満	km/h	km/h	km/h	km/h	km/h	km/h	km/h	以上	
]	N700改	71(19)	71(29)	67(6)	70(15)	69(22)	69(56)	70(20)	73(30)	73(37)	71(234)
近接側	N700A	71(17)	70(17)	66(3)	70(12)	69(22)	70(40)	72(20)	73(18)	73(22)	71 (171)
走 行	N700S	71(4)	71(3)	ı	61(1)	ı	66(3)	-	ı	74 (1)	69(12)
	平均	71(40)	71(49)	66(9)	70(28)	69(44)	69(99)	71(40)	73(48)	73(60)	71(417)
	N700改	70 (10)	68(12)	65(1)	65(29)	69(19)	69(57)	70(22)	72(21)	71(28)	69(199)
遠隔側	N700A	71(9)	69(13)	67(4)	65(22)	69(15)	69(40)	70(25)	7 1(18)	71(20)	69(166)
走 行	N700S	65(1)	-	-	64(3)	68(2)	68(7)	70(1)	71(1)	69(1)	67(16)
	平均	70(20)	69(25)	66(5)	65(54)	69(36)	69(104)	70(48)	72(40)	71(49)	69(381)
	N700改	71(29)	70(41)	66(7)	67(44)	69(41)	69(113)	71(42)	73(51)	72(65)	70(433)
全体	N700A	71(26)	70 (30)	66(7)	67(34)	69(37)	69(80)	71(45)	72(36)	72(42)	70(337)
王净	N700S	70(5)	71(3)	-	63(4)	68(2)	68(10)	70(1)	71(1)	71(2)	68(28)
	平均	71(60)	70(74)	66(14)	67(82)	69(80)	69(203)	70(88)	72(88)	72(109)	70(798)

- (注1) ゴシックは測定結果、() は測定列車本数を示す。【表 19・20 も同様(注2・3 も同様)】
- (注2) 近接側走行とは測定点に近い軌道を走行する際の最大騒音レベル、遠隔側走行とは測定点から遠い軌道を走行する際の最大騒音レベルをいう。
- (注3) 最大騒音レベルは、車両型式別・列車速度別の最大騒音レベルを算術平均した値を示す。

表 19 車両型式別・列車速度別最大騒音レベル(25m 地点)

							•		_,,,,,		
区分	車両 形式	120 km/h 未満	120~ 139 km/h	140~ 159 km/h	160~ 179 km/h	180~ 199 km/h	200~ 219 km/h	220~ 239 km/h	240~ 259 km/h	260 km/h 以上	平均
	N700改	66(11)	69(38)	65(10)	66(26)	66(22)	67(61)	69(22)	71(36)	71(39)	68(266)
近接側	N700A	66(12)	69(16)	65(8)	66(26)	67(22)	68(42)	71(21)	71(22)	70(27)	68(196)
走 行	N700S	67(2)	69(4)	64(1)	64(3)	66(2)	65(5)	-	63(1)	71 (1)	66(19)
	平均	66(25)	69(58)	65(19)	66(55)	66(46)	67(108)	70(43)	71(59)	71(67)	68(481)
	N700改	67(14)	66(12)	67(14)	64(36)	65(23)	67(61)	68(24)	71(29)	69 (30)	67(243)
遠隔側	N700A	71(6)	67(12)	66(11)	64(25)	65(16)	67(43)	68(26)	70(20)	68(24)	67 (183)
走行	N700S	-	-	-	64(4)	66(2)	65(9)	68(1)	68(2)	68(1)	65 (19)
	平均	68(20)	66(24)	67(25)	64(65)	65(41)	67(113)	68(51)	70(51)	69(55)	67(445)
	N700改	67(25)	68(50)	66(24)	65(62)	66(46)	67(122)	69(46)	71(65)	70(69)	68(509)
全体	N700A	68(18)	68(28)	66(19)	65(51)	66(38)	67(85)	69(47)	70(42)	69(51)	68(379)
土作	N700S	67(2)	69(4)	64(1)	64(7)	66(4)	65(14)	68(1)	66(3)	69(2)	66(38)
	平均	67(45)	68(82)	66(44)	65(120)	66(_88)	67(221)	69(94)	71(110)	70(122)	68(926)

表 20 車両型式別・列車速度別最大騒音レベル(50m 地点)

	車両	120	120~	140~	160~	180~	200~	220~	240~	260	
区分	単岡 形式	km/h	139	159	179	199	219	239	259	km/h	平均
	カシエグ	未満	km/h	km/h	km/h	km/h	km/h	km/h	km/h	以上	
	N700改	67 (13)	64(35)	61(8)	62(18)	61(15)	64(51)	66(25)	66(28)	67(23)	65(216)
近接側	N700A	67(5)	66(23)	59(3)	63(18)	62(19)	65(38)	67(20)	67(20)	67(16)	65(162)
走 行	N700S	58(2)	66(3)	59(1)	61(2)	60(1)	63(5)	-	63(1)	66(1)	62(16)
	平均	66(20)	65(61)	60(12)	62(38)	62(35)	64(94)	67(45)	66(49)	67(40)	65(394)
	N700改	65(8)	64(12)	64(17)	60 (30)	62(21)	64(64)	66(26)	66(23)	66(25)	64(226)
遠隔側	N700A	64(5)	64(10)	63(9)	60(21)	62(13)	64(47)	65(23)	66(18)	65(16)	64(162)
走 行	N700S	63(1)	60(1)	-	59(2)	62(2)	62(6)	66(1)	65(1)	-	62(14)
	平均	64(14)	64(23)	64(26)	60(53)	62(36)	64(117)	65(50)	66(42)	66(41)	64(402)
	N700改	66(21)	64(47)	63(25)	61(48)	62(36)	64(115)	66(51)	66(51)	67(48)	64(442)
\ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \	N700A	66(10)	65(33)	62(12)	61(39)	62(32)	64(85)	66(43)	66(38)	66(32)	64(324)
全体	N700S	59(3)	65(4)	59(1)	60(4)	62(3)	62(11)	66(1)	64(2)	66(1)	62(30)
	平均	65(34)	65(84)	63(38)	61(91)	62(71)	64(211)	66(95)	66(91)	66(81)	64(796)

5 車両型式別・列車速度別の最大振動レベル

測定対象列車ごとの車両型式別・列車速度別の最大振動レベルの平均値を表 21~23 に示す。

表 21 車両型式別・列車速度別振動レベル (12.5m 地点)

	# #	120	120~	140~	160~	180~	200~	220~	240~	260	
区分	車両 形式	km/h	139	159	179	199	219	239	259	km/h	平均
	71714	未満	km/h	km/h	km/h	km/h	km/h	km/h	km/h	以上	
	N700改	58(17)	53(30)	50(6)	56(16)	61(23)	63(60)	62(20)	62(33)	58(37)	59(242)
近接側	N700A	56(16)	49(16)	59(2)	57(12)	60(20)	62(41)	61(18)	59(17)	59(21)	59(163)
走 行	N700S	62(4)	51(3)	-	54(1)	-	64(3)	-	-	55(1)	59(12)
	平均	58(37)	51(49)	52(8)	56(29)	60(43)	62(104)	62(38)	61(50)	58(59)	59(417)
	N700改	46(10)	44(16)	46(2)	54(24)	57(17)	60(55)	59(25)	60(20)	57(28)	56(197)
遠隔側	N700A	46(9)	45(11)	53(4)	54(20)	61(16)	60(47)	60(24)	57(18)	58(20)	57(169)
走 行	N700S	63(1)	-	-	46(2)	57(2)	63(10)	50(1)	50(1)	55(1)	58(18)
	平均	47(20)	44(27)	51(6)	54(46)	58(35)	60(112)	59(50)	59(39)	57(49)	57(384)
	N700改	53(27)	50(46)	49(8)	55(40)	59(40)	62(115)	61(45)	61(53)	57(65)	58(439)
\ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \	N700A	52(25)	47(27)	55(6)	55(32)	60(36)	61(88)	60(42)	58(35)	59(41)	58(332)
全体	N700S	62(5)	51(3)	-	49(3)	57(2)	63(13)	50(1)	50(1)	55(2)	58(30)
	平均	54(57)	49(76)	52(14)	55(75)	60(78)	61(216)	60(88)	60(89)	58(108)	58(801)

⁽注1) ゴシックは測定結果、() は測定列車本数を示す。【表22・23も同様(注2も同様)】 (注2) 近接側走行とは測定点に近い軌道を走行する際の振動レベル、遠隔側走行とは測定点から遠 い軌道を走行する際の振動レベルをいう。

表 22 車両型式別・列車速度別振動レベル(25m 地点)

	車両	120	120~	140~	160~	180~	200~	220~	240~	260	
区分	形式	km/h	139	159	179	199	219	239	259	km/h	平均
	ハンエイ	未満	km/h	以上							
	N700改	52(9)	52(38)	48(8)	51(26)	59(19)	59(63)	59(22)	59(36)	54(36)	56(257)
近接側	N700A	49(10)	49(18)	49(8)	52(26)	58(25)	59(39)	59(20)	58(20)	55(25)	55(191)
走 行	N700S	57(2)	51(5)	50(1)	54(3)	58(2)	57(4)	58(1)	-	51(1)	54(19)
	平均	51(21)	51(61)	48(17)	51(55)	58(46)	59(106)	59(43)	58(56)	54(62)	55(467)
	N700改	44(14)	44(15)	47(14)	51(37)	55(24)	58(58)	57(24)	59(28)	54(26)	54(240)
遠隔側	N700A	46(6)	45(13)	49(11)	52(25)	59(15)	58(46)	57(26)	57(19)	56(19)	55(180)
走 行	N700S	ı	-	-	47(3)	52(2)	61(10)	51(1)	54(2)	54(1)	56(19)
	平均	45(20)	45(28)	48(25)	51(65)	56(41)	58(114)	57(51)	58(49)	55(46)	54(439)
	N700改	47(23)	50(53)	47(22)	51(63)	57(43)	58(121)	58(46)	59(64)	54(62)	55(497)
\ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \	N700A	48(16)	47(31)	49(19)	52(51)	58(40)	58(85)	58(46)	57(39)	55(44)	55(371)
全体	N700S	57(2)	51(5)	50(1)	51(6)	55(4)	60(14)	54(2)	54(2)	53(2)	55(38)
	平均	48(41)	49(89)	48(42)	51(120)	57(87)	58(220)	58(94)	58(105)	55(108)	55(906)

表 23 車両型式別・列車速度別振動レベル(50m 地点)

区分	車両 形式	120 km/h 未満	120~ 139 km/h	140~ 159 km/h	160~ 179 km/h	180~ 199 km/h	200~ 219 km/h	220~ 239 km/h	240~ 259 km/h	260 km/h 以上	平均
	N700改	56(13)	47(37)	46(9)	51(22)	52(17)	54(51)	57(24)	56(30)	52(24)	53(227)
近接側	N700A	58(5)	45(25)	47(7)	50(21)	53(22)	55(38)	56(17)	55(20)	53(15)	52(170)
走 行	N700S	57(2)	50(3)	46(1)	48(3)	53(2)	54(5)	-	52(1)	50(1)	52(18)
	平均	56(20)	46(65)	46(17)	50(46)	53(41)	54(94)	57(41)	55(51)	53(40)	52(415)
	N700改	43(8)	44(10)	45(17)	47(28)	51(22)	54(58)	54(27)	56(24)	53(26)	51(220)
遠隔側	N700A	44(5)	46(8)	46(10)	48(17)	54(16)	54(43)	54(23)	53(18)	54(15)	52(155)
走 行	N700S	50(1)	48(1)	-	41(2)	46(2)	57(9)	52(1)	49(1)	ı	52(17)
	平均	44(14)	45(19)	45(27)	47(47)	52(40)	55(110)	54(51)	55(43)	54(41)	52(392)
	N700改	51(21)	47(47)	45(26)	49(50)	52(39)	54(109)	55(51)	56(54)	53(50)	52(447)
全体	N700A	51(10)	45(33)	46(17)	49(38)	53(38)	54(81)	55(40)	54(38)	54(30)	52(325)
土作	N700S	55(3)	50(4)	46(1)	45(5)	50(4)	56(14)	52(1)	50(2)	50(1)	52(35)
	平均	51(34)	46(84)	46(44)	49(93)	52(81)	54(204)	55(92)	55(94)	53(81)	52(807)

Ⅲ 環境基準等の達成状況

1 新幹線鉄道騒音に係る環境基準の達成状況について

測定マニュアルに基づき、新幹線鉄道騒音に係る環境基準の評価は 25m 地点での測 定値とし、達成状況とその推移を表 24 に示す。

Ⅰ類型(住居系地域)及びⅡ類型(商工業系地域)ともほぼ横ばい傾向であった。また、参考に実態監視で測定を実施した12.5m 及び50m 地点での測定値に対する環境基準の達成状況とその推移を表25に示した。

表 24 新幹線鉄道騒音に係る環境基準の評価及び達成率の推移

地域の類型	平成 17 年度	平成 22~24 年	亚战 27.29 年	f	新 2·3 年	度
(環境基準)	の達成率	度の達成率	度の達成率	達成率	達成 地点数	測定 地点数
I 類型 (70dB)	57%	78%	65%	63%	10	16
Ⅱ類型 (75dB)	97%	97%	97%	100%	29	29
全 体	80%	90%	85%	87%	39	45

表 25 新幹線鉄道騒音に係る環境基準の達成状況の推移

地域の		亚战 17 年度	平成 22~24	ਹਾਂ # 27.20	令	和2・3年	度
類型(環境基準)	測定点			年度の達成率	達成率	達成 地点数	測定 地点数
I 類型	12 . 5m	32%	50%	33%	36%	5	14
(70dB)	50m	90%	94%	94%	100%	16	16
Ⅱ類型	12.5m	92%	85%	89%	100%	27	27
(75dB)	50m	96%	100%	100%	100%	25	25

⁽注) 地域類型の区分は、次のとおりである。

Ⅲ類型 近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域

2 新幹線鉄道振動に係る指針の達成状況について

「緊急を要する振動対策について」に基づき、新幹線鉄道振動に係る指針の達成状況とその推移を表 26 に示した。

		12/20 利	平十小水业人人旦 71次 至7	(に)水の1日列 (レノレムギス		
		亚战17年度	▼成 22~24	平成 27·28 年	4	和 2.3 年	度
指針值	測定点	の達成率	年度の達成率	円成2720円 度の達成率	達成率	達成	測定
		り延戍率	中皮の定以空	及0万年/八平	建以学	地点数	地点数
	12 . 5m	100%	100%	100%	100%	41	41
70dD	25m	100%	100%	100%	100%	45	45
70dB	50m	100%	100%	100%	100%	41	41
	合計	100%	100%	100%	100%	127	127

表 26 新幹線鉄道振動に係る指針との比較

3 騒音に係る当面の目標(75dB)の達成状況について

新幹線鉄道騒音に係る環境基準は昭和 60 年 7 月 28 日が達成期限となっていたが、 達成されていない地域が相当みられたため、「住宅が集合する地域においては 75dB 以 下となるように努めること」が当面の目標とされ、とりわけ住宅が密集する地域(第 1次75ホン対策区間)においては平成2年度末までを目途に対策が進められた。

しかしながら、なおも達成されてない地域がみられたために、「住宅密集地域が連続する地域は平成5年度末までに、住宅が集合する地域(第2次75ホン対策区間)にあっては、平成8年度末までに75dB以下にすること」とされた。

その後の調査で、第1次及び第2次75ホン対策区間において75dB以下が達成されたが、それ以外の区間において達成されない地域が残されていることから、次の目標として「住宅集合地域に準じる地域(第3次75ホン対策区間)にあっては平成14年度末を目途に75dB以下とすること」とされた。

その後、第3次75ホン対策区間でも75dB以下が達成されたが、第1次、第2次及び第3次75ホン対策区間外においては、いまだ75dBを超える地域が残されていることから、計画的に音源対策が進められている。(参考資料1)

また、昭和60年4月28日の名古屋新幹線公害訴訟の和解協定の中でも、原告住民らが居住する名古屋7キロ区間においては昭和64年(平成元年)末までに75dB以下とするよう最大限の努力をするものとされていた。

今回の調査における 75dB の達成状況は、次のとおりである。

表 27 騒音 75dB の達成状況

111.15		7. 7. 7. 7.			슈	和 2・3 年	度
地域の 種類	測定点	平成17年度 の達成率	平成 22~24 年度の達成率	平成 27·28 年 度の達成率	達成率	達成地点数	漁定 地点数
	12 . 5m	93%	96%	100%	100%	24	24
名古屋	25m	100%	100%	100%	100%	29	29
7 キロ 区間内	50m	100%	100%	100%	100%	26	26
	小計	98%	99%	100%	100%	79	79
	12 . 5m	82%	67%	72%	94%	16	17
名古屋 7キロ	25m	95%	84%	89%	94%	15	16
イギロ 区間外	50m	94%	100%	100%	100%	15	15
	小計	91%	83%	87%	96%	46	48
	12 . 5m	89%	84%	88%	98%	40	41
∆ ≑ ī.	25m	98%	94%	96%	98%	44	45
合計	50m	98%	100%	100%	100%	41	41
	合計	95%	93%	95%	98%	125	127

市内沿線での 75dB の達成率を測定点別にみると、12.5m 地点では 95%、25m 地点では 98%、50m 地点では 100%であった。

これを名古屋 7 キロ区間の内外でみると、7 キロ区間内では、すべての測定地点で達成した一方、7 キロ区間外では、12.5m 地点で88%、25m 地点で98%、50m 地点で100%であった。

別表1 令和2·3年度新幹線鉄道騒音·振動実態監視結果

番 _	場 所	調査	地点等			列車		縣辛	(dB)			11二十	(AD)			I
	場 所					速度		河式 日	(41)			振動	(dB)		備	考
1 1		調査側	用途地域	土木構造	年月日	(評価) (km/h)	12.5m	25 m	50 m	環境 基準	12.5m	25 m	50 m	指針値	1/10	75
	中村区新富町	下り側	一種住居	盛土	R2.10.14	133	74	73	69	70	49	47	45			
2	西区枇杷島二丁目	上り側	準工業	盛土	R2.10.14	127	_	_	68	75	_	_	48		速度は50r データより	
3	中村区新富町	下り側	一種住居	盛土	R2.10.14	133	72	67	66		52	55	53			
4	中村区塩池町	下り側	一種住居	高架	工事のため 測定休止	1		1	1	70		1	1			
5 [中村区栄生町	下り側	一種住居	高 架	R2.11.9	112	81	77	66		63	61	56			
6	中村区千原町	下り側	準工業	高 架	R2.10.21	107	75	_	70 *		63	-	* 58		*:41m 速度は12.5 データより	
7	中村区井深町	下り側	準工業	高 架	R2.10.21	86	71	66	1		59	53	1			
8	中川区柳堀町	下り側	準工業	盛土	R2.10.16	111	67	_	_		47	_				
9 [中川区露橋一丁目	下り側	準工業	PC橋	R2.9.29	142	69	67	64	75	49	48	45			
10	中川区露橋二丁目	下り側	商業	PC橋	R2.10.28	136	1	71			ı	52	1			
11	中川区尾頭橋四丁目	上り側	商業	盛土	R2.10.1	149	1	72	69		ı	48	49			
12	中川区尾頭橋二丁目	上り側	準工業	盛土	R2.10.26	164	ı	67	64		ı	52	51			
13	中川区荒江町	下り側	一種住居	盛土	R2.10.6	149	-	65	60		-	51	47	70		
14	中川区荒江町	下り側	一種住居	盛土	R2.10.12	158	65	65	62	70	53	51	49	70		
15	中川区牛立町	下り側	一種住居	PC橋	R3.5.24	157	67	66	61		56	50	47			名
16	熱田区切戸町	上り側	準工業	PC橋	R2.10.22	194	68	64	61	75	58	57	51			古屋
17	中川区牛立町	下り側	一種住居	盛土	R2.11.6	181	71	66	64	70	51	49	48			7
18	中川区荒越町	下り側	一種住居	盛土	R2.11.4	188	_	66	63	70	_	56	51			+
19	熱田区野立町	上り側	準工業	高 架	R2.10.20	200	68	66	62		68	62	56			口区
20上	熱田区河田町(上)	上り側	準工業	高 架	R2.10.20	201	70	66	_		63	61	_			間
20下	熱田区河田町(下)	下り側	準工業	高 架	R2.10.20	207	70	67	-		59	57	ı			
21	熱田区古新町	下り側	工業	鉄 橋	R2.10.20	193	73	68	67	75	63	59	58			
22	熱田区六番一丁目	下り側	一種住居	高 架	R2.9.28	200	72	70	64		64	63	54			
23	熱田区六番一丁目	上り側	商業	高 架	工事のため 測定休止	-	_	_	_		_	_	_			
24	熱田区六番二丁目	上り側	商業	鉄 橋	工事のため 測定休止	ı	_	-	_		-	_	_			
25	熱田区四番二丁目	下り側	一種住居	高 架	R2.11.17	205	69	67	63	70	67	58	58			

番		調査地点等 場所 調査側用途地域土木構造 年						騒音	(dB)			振動	(dB)		備	考
号	場所	調査側	用途地域	土木構造	年月日	速度 (評価) (km/h)	12.5m	25 m	50 m	環境 基準	12.5m	25 m	50 m	指針値	1月	有
26上	熱田区二番二丁目	上り側	一種住居	PC橋	R2.10.16	203	74	72	69	70	60	59	55			
26下	熱田区四番二丁目	下り側	工業	高 架	R2.10.16	208	71	68	65		64	60	54			
27	熱田区南一番町	下り側	準工業	高 架	R2.11.9	210	72	69	64		60	54	53			
28	熱田区千年二丁目	上り側	準工業	高 架	R2.11.12	203	69	68	66	75	67	62	60			名
29	熱田区千年二丁目	下り側	準工業	高 架	R2.11.12	199	71	* 68	65		62	* 58	56		*:28m	古古
30	南区明治一丁目	上り側	準工業	高 架	R3.4.27	211	66	65	61		70	64	58			屋
31	南区明治二丁目	下り側	一種住居	高 架	R2.10.13	217	68	68	64	70	51	57	56			7 +
32	南区豊二丁目	上り側	準工業	高 架	R2.10.22	221	69	68	63	75	68	65	58			П
33上	南区豊田二丁目(上)	上り側	準工業	高 架	R2.10.22	219	68	66	66	75	62	60	59			区
33下	南区豊田二丁目(下)	下り側	一種住居	高 架	R2.10.22	222	67	65	67	70	62	59	51			間
34	南区豊田二丁目	上り側	準工業	鉄 橋	R2.11.18	231	74	72	70		64	58	56			
35	南区戸部下二丁目	上り側	準工業	高 架	R2.11.5	241	72	71	67		65	64	58			
36	南区戸部下二丁目	下り側	工業	鉄 橋	R2.10.29	228	74	73	70		64	60	59			
37	南区塩屋町	上り側	準工業	高 架	R2.10.21	253	74	71	66	75	70	64	63	70		
38	南区立脇町	上り側	近隣商業	盛土	R2.10.21	254	-	* 73	68	70	-	* 69	59		*:30m	
39	南区立脇町	上り側	準工業	切土	R2.10.27	253	75	70	64		61	57	53			
40	南区星崎一丁目	上り側	準工業	盛土	R2.10.6	249	73	73	70		54	53	55			
41	南区元鳴尾町	上り側	準工業	盛土	R2.10.6	252	74	73	67		54	54	51			
42	南区元鳴尾町	上り側	一種住居	盛土	R2.10.12	266	74	71	66		55	52	52			
43	南区元鳴尾町	上り側	一種住居	盛土	R2.11.6	266	74	71	68	70	57	56	58			
44	緑区大高町中屋敷	上り側	二種住居	PC橋	R2.10.15	275	71	68	-	70	61	58	_			
45	緑区大高町八幡	下り側	二種住居	PC橋	R2.10.15	268	-	1	65		-	-	55		速度は50n データより	nの 章出
46	緑区大高町鷲津	上り側	近隣商業	高 架	R2.10.26	264	72	71	_	75	70	61	_			
47	緑区大高町砦前	上り側	準工業	盛土	R2.10.20	269	74	74	_	/0	59	52	_			
48	緑区大高町大平戸	上り側	一種住居	切土	R2.10.20	255	72	71	66	70	62	59	59			
	緑区野末町)列車速度は25m地。	上り側		盛土	R2.10.27	273	74	74	69	75	56	53	48			

(注1)列車速度は25m地点の評価値を求めるのに使用した列車の速度を算術平均した値である(No.2、45は50m地点)。 (注2)網掛け部分は、騒音環境基準値または振動指針値を超えるものを示す。 (注3)PC橋はコンクリート橋である。 (注4)「-」は、周辺環境等で測定を実施していないことを示す。 (注5)名古屋7キロ区間は、名古屋新幹線公害訴訟の原告居住地区間である。

別表2 今和2・3年度新幹線鉄道等価騒音レベル実態監視結果

	<i>,</i>	<u> </u>	Trina E 地 点 S		新幹線鉄	列車	等征	5騒音レイ	ベル	等征	5騒音レ	ベル		
番号			l			速度(評価))LAeq)LAeq	(dB)	備:	考
	場所	調査側	用途地域	土木構造	年月日	(km/h)	12.5m	25m	50m	12.5m	25m	50m		
1	中村区新富町	下り側	一種住居	盛土	R2.10.14	133	59	58	54	50	49	45		
2	西区枇杷島二丁目	上り側	準工業	盛土	R2.10.14	127	_	_	53	_	-	44	速度は50r データより9	nの 算出
3	中村区新富町	下り側	一種住居	盛土	R2.10.14	133	58	53	52	49	44	43		
4	中村区塩池町	下り側	一種住居	高 架	工事のため 測定休止	_	_	_	_	_	_	_		
5	中村区栄生町	下り側	一種住居	高 架	R2.11.9	112	64	60	49	55	51	40		
6	中村区千原町	下り側	準工業	高架	R2.10.21	107	61	ı	55	52 *	ı	*	*:41m 速度は12.5 データより	5mの 算出
7	中村区井深町	下り側	準工業	高 架	R2.10.21	86	57	52	ĺ	48	43	_		ı
8	中川区柳堀町	下り側	準工業	盛土	R2.10.16	111	53	-	_	43	_	_	速度は12.5 データより	
9	中川区露橋一丁目	下り側	準工業	PC橋	R2.9.29	142	54	52	49	45	43	40		
10	中川区露橋二丁目	下り側	商業	PC橋	R2.10.28	136	_	56	ı	_	46	ı		
11	中川区尾頭橋四丁目	上り側	商業	盛土	R2.10.1	149	_	57	53	_	47	44		
12	中川区尾頭橋二丁目	上り側	準工業	盛土	R2.10.26	164	_	52	49	_	42	39		
13	中川区荒江町	下り側	一種住居	盛土	R2.10.6	149	_	50	45		41	35		
14	中川区荒江町	下り側	一種住居	盛土	R2.10.12	158	50	50	47	41	41	38		
15	中川区牛立町	下り側	一種住居	PC橋	R3.5.24	157	52	51	46	43	42	37		名
16	熱田区切戸町	上り側	準工業	PC橋	R2.10.22	194	52	48	45	43	39	36		古屋
17	中川区牛立町	下り側	一種住居	盛土	R2.11.6	181	55	51	48	46	42	39		7
18	中川区荒越町	下り側	一種住居	盛土	R2.11.4	188	_	51	49	-	42	39		+
19	熱田区野立町	上り側	準工業	高 架	R2.10.20	200	52	49	46	43	40	36		区区
20上	熱田区河田町(上)	上り側	準工業	高 架	R2.10.20	201	53	48	-	44	39	-		間
20下	熱田区河田町(下)	下り側	準工業	高架	R2.10.20	207	54	51	_	45	42	_		
21	熱田区古新町	下り側	工業	鉄 橋	R2.10.20	193	58	53	51	48	44	42		
22	熱田区六番一丁目	下り側	一種住居	高 架	R2.9.28	200	56	54	47	47	44	38		
23	熱田区六番一丁目	上り側	商業	高 架	工事のため 測定休止	-	_	_	_	_	_	_		
24	熱田区六番二丁目	上り側	商業	鉄 橋	工事のため 測定休止	_	_	ı		_				
25	熱田区四番二丁目	下り側	一種住居	高架	R2.11.17	205	54	52	48	45	42	39		

番号		調査	£ 地 点:	 等		列車 速度	等個 (昼間	描騒音レ∕)LAeq	ベル (dB)		脳音レー)LAeq	ベル (dB)	一備	考
号	場 所	調査側	用途地域	土木構造	年月日	(評価) (km/h)	12.5m	25m	50m	12 . 5m	25m	50m	Ή.	75
26上	熱田区二番二丁目	上り側	一種住居	PC橋	R2.10.16	203	57	55	53	48	46	43		
26下	熱田区四番二丁目	下り側	工業	高 架	R2.10.16	208	55	53	50	46	44	40		
27	熱田区南一番町	下り側	準工業	高架	R2.11.9	210	55	53	47	46	43	38		
28	熱田区千年二丁目	上り側	準工業	高 架	R2.11.12	203	54	52	50	44	43	41		名
29	熱田区千年二丁目	下り側	準工業	高 架	R2.11.12	199	55	53 *	49	45	43 *	40	*:28m	古古
30	南区明治一丁目	上り側	準工業	高 架	R3.4.27	211	51	49	45	42	40	36		屋
31	南区明治二丁目	下り側	一種住居	高架	R2.10.13	217	53	52	49	43	43	39		7 +
32	南区豊二丁目	上り側	準工業	高架	R2.10.22	221	53	52	47	43	42	37		
33上	南区豊田二丁目(上)	上り側	準工業	高 架	R2.10.22	219	53	51	50	43	42	41		区
33下	南区豊田二丁目(下)	下り側	一種住居	高架	R2.10.22	222	52	50	50	42	40	41		間
34	南区豊田二丁目	上り側	準工業	鉄 橋	R2.11.18	231	57	55	53	47	46	44		
35	南区戸部下二丁目	上り側	準工業	高架	R2.11.5	241	55	54	51	46	45	41		
36	南区戸部下二丁目	下り側	工業	鉄 橋	R2.10.29	228	57	57	54	48	48	45		
37	南区塩屋町	上り側	準工業	高架	R2.10.21	253	57	55	49	48	45	40		
38	南区立脇町	上り側	近隣商業	盛土	R2.10.21	254	_	* 57	52	_	*	43	*:30m	1
39	南区立脇町	上り側	準工業	切 土	R2.10.27	253	58	53	48	49	44	39		
40	南区星崎一丁目	上り側	準工業	盛土	R2.10.6	249	56	56	54	47	47	45		
41	南区元鳴尾町	上り側	準工業	盛土	R2.10.6	252	57	55	50	48	46	41		
42	南区元鳴尾町	上り側	一種住居	盛土	R2.10.12	266	57	54	49	48	45	40		
43	南区元鳴尾町	上り側	一種住居	盛土	R2.11.6	266	57	54	50	48	45	41		
44	緑区大高町中屋敷	上り側	二種住居	PC橋	R2.10.15	275	55	51	_	46	42	_		
45	緑区大高町八幡	下り側	二種住居	PC橋	R2.10.15	268	_	_	49	_	_	40	速度は50r データより	
46	緑区大高町鷲津	上り側	近隣商業	高 架	R2.10.26	264	56	55	_	47	46	_		
47	緑区大高町砦前	上り側	準工業	盛土	R2.10.20	269	57	57	_	48	48	_		
48	緑区大高町大平戸	上り側	一種住居	切土	R2.10.20	255	56	54	49	46	44	40		
49	緑区野末町	上り側	準工業	盛土	R2.10.27	273	57	56	53	47	47	43		

⁽注1)列車速度は25m地点の評価値を求めるのに使用した列車の速度を算術平均した値である(No.2、45は50m地点)。 (注2)「-」は、周辺環境等で測定を実施していないことを示す。 (注3)PC橋はコンクリート橋である。 (注4)名古屋7キロ区間は、名古屋新幹線公害訴訟の原告居住地区間である。

別表3 新幹線鉄道騒音・振動の推移(実態監視結果)

		東京起		軌	測		2m -	騒音し	/ベル	(dB)	振動し	/ベル	(dB)	列車	速度 (km/h)				発生	源対	策の	施工	状沉	ļ				
No	調査地点	点距離 (km)	土木 構造	類幅(圖	定側	用途地域	調査 年度	12.5 m	25 m	50 m	12.5 m	25 m	50 m	上り	下り	評価	新型 防音	直立 防音	干渉 防音	逆L 防音	吸音材	改良 防音	トナカイ	バラ スト	鉄桁 防音	端部補強	連結工	備	考
							H17	<u>76</u>	74	68	48	47	43	111 128	118	115		0						0					
1	中村区新富町	344.55	盛土	8	下	一種住居	H23 H27	78 73	77 72	72 67	47	47 45	41	126	131	132		0						0					
							R2	74	73	69	49	47	45	126	133	133		0											
0	西区	044.00	ette I.	c	,	* - *	H17 H23	_	_	76 68	_	_	46 47	112 122	117 131	112								0					
2	枇杷島二丁目	344.32	盛土	6	上	準工業	H27	_	_	66	-	_	47	123	133	124								0					
							R2 H17	73	70	68 71	- 54	- 48	48 46	126 114	133 114	127		0						0					
3	中村区新富町	344.32	盛土	6	下	一種住居	H24	71	67	64	49	51	48		_	131		0						0					
	(定期監視地点)						H27 R2	73 72	70 67	65 66	53 52	55 55	51 53	125 126	133	132		0						0					
							H17	<u>76</u>	72	66	64	64	56	110	103	109		Ŏ	0					Ŏ					
4	中村区塩池町	344.09	高架	6	下	一種住居	H23 H27	79 80	76 77	68 72	63 69	61 65	51 57	107 117	110	106		0	00					0					
							R2	_	_	-	-	-	-	_	_	_	0											工事のた	とめ 欠消
_					_		H17 H23	<u>79</u> 78	<u>74</u> 74	65 65	61 63	55 57	52 55	110 106	109 108	111		0	00					0					
5	中村区栄生町	343.81	高架	6	下	一種住居	H27	<u>78</u>	<u>74</u>	63	64	58	54	109	115	115		0	0					0					
							R2 H17	81 74	77 70	66 %65	63 60	61 56	56 %53	111	120 95	96		0	0					0				※ :	/12m
6	中村区千原町	343. 37	高架	6	下	準工業	H23	73	68	×68	62	58	%55	73	97	98		Õ						0					7JIII
J	17132年128周	070.01	同木		,	十二未	H27 R2	75 75	70	%68 %70	61 63	59	%57 %58	70 68	106 102	109		0						0				*:	41m
							H17	74	68	_	56	55	48	68	76	77		Ö						ŏ					
7	中村区井深町	343.01	高架	6	下	準工業	H23	73 72	67 67	62 59	61 57	57	54 51	64 62	82 80	90 85		0						0					
		342.98					H28 R2	71	66	-	59	55 53	-	64	82	86		0						8				測定地	点変更
	中川区	340.45	PC橋			近隣商業	H17	70	68	66	51	51	47	133	62	134		0										No.	le who as
8	西日置町	240.27	c# 1.	7	下	準工業	H23 H27	68 66	65 63	- %58	48	44	*41	121 129	108	114		0										測定地 ※:	
	中川区柳堀町	340.37	盛土				R2	67	-	-	47	-	-	119	109	111		0											
0	中川区		naire	•	_	N#4 NIIA	H17 H23	72	70	66	50	50 46	43	165 160	114 130	157 134		0			0			0					
9	露橋一丁目	339.57	PC橋	6	下	準工業	H27	69	67	65	50	49	45	168	133	166		0			0			Ō					
							R2 H17	69 72	67 70	64 69	49 52	48 50	45 45	174 159	135 114	142		0			0			0					
10	中川区	339.23	PC橋	6	下	商業	H23	-	70	_	-	58	-	162	130	144		0			0			0				測定地	点変更
10	露橋二丁目	339.38	1 0 (18)	0	'	四木	H27 R2	_	73 71	_	_	51 52	_	165 170	132 132	163 136		0			0			0					
_		339.23	PC橋				H17	_	68	65	-	50	47	163	114	153		Ö											
11	中川区 尾頭橋四丁目	339.28	盛土	6	上	商業	H23 H27	_	68 71	64 66	- -	53 49	50 47	162 167	130 128	151 157		0						0					
	光 频闹口 1 口	555.20	土				R2	_	72	69	-	48	49	169	140	149		Ö						ŏ					
	#IIII						H17 H23	_	69 64	66 61	-	55 51	51 52	171 166	119 145	155 169		0						0					
12	中川区 尾頭橋二丁目	338.96	盛土	6	上	準工業	H27	_	66	62	-	50	48	166	147	163		0						Ö					
							R2 H17	- 70	67 69	64 64	- 53	52 52	51 46	173	151 120	164 120		0						0					
12	中川区茶江町	338.96	成工	c	下	一種住居	H23	63	62	58	50	49	46	168				0	0		0			0					
13	中川区荒江町	338.90	盛土	6	١,	一性化店	H27	_	64	57	50 - -	51	47	172				0	0		0							測定地	
_		338.96					R2 H17	65	65 68	60 64	50	51 48	47 46	174 171	146 119	149 119		0	00		0			0				H23地点	(に変更
14	中川区荒江町	338.80	盛土	7	下	一種住居	H23	61	64	61	50	48	45	160	147	152		0	0		0								
							H27 R2	62 65	64 65	60 62	50 53	50 51	50 49	172 170	142 146			0	00		0								
							H17	68	67	63	57	55	47	182	153	165		0	0										
15	中川区牛立町	338.35	PC橋	6	下	一種住居	H23 H27	67 68	65 66	61	52 55	49 50	45 47		158 154			0	00					0					
							R3	67	66	61	56	50	47	177	143	157		0	0					0					
1.0	**		na:-			MI	H17 H23	67 67	67 63	60 60	59 53	56 50	49 50	191 182	163 163			0	00		00			0					
16	熱田区切戸町	338. 15	PC橋	6	上	準工業	H27	68	63	62	60	50 55	53	185	162	182		0	0		0			0					
							R2 H17	68 72	64 68	61 64	58 51	57 49	51 47	194 192	161 165	194 165		0	00		0			0		-			
17	中川区牛立町	337. 94	盛土	6	下	一種住居	H23	69	64	61	48	45	45	177	163	168		0	0		0			0					
11	1701位于亚門	001.34	ᄪᅩ	١	ı.	(里)压)近	H27 R2	<u>72</u> 71	67 66	63 64	50	48 49	49 48	192 199	160 161	167 181		0	00		00			0					
							H17	-	71	68	51 -	55	50	193	163	164		0						0					
18	中川区荒越町	337.71	盛土	7	下	一種住居	H23	-	67	63	-	54	48	180	161	171		0			0	00		0					
			1				H27 R2		66 66	62 63	-	55 56	50 51		165 165		-	0	_	<u> </u>	0	0	-	0	<u> </u>	1			

別表3 新幹線鉄道騒音・振動の推移(実態監視結果)

		東京起	L	軌	測		⇒ □ * ·	騒音!	レベル	(dB)	振動	レベル	(dB)	列車	速度(l	cm/h)				発生	源対	策の	施工	状沉	Į.			
No	調査地点	点距離 (km)	土木 構造	道 高 (m)	定側	用途地域	調査 年度	12.5 m	25 m	50 m	12.5 m	25 m	50 m	上り	下り	評価	新型 防音	直立 防音	干渉 防音	逆L 防音	吸音 材	改良 防音	トナ カイ	バラ スト	鉄桁 防音	端部補強	連結工	備考
		337.49					H17	70	68	61	69	63	53	197	166	198		0	0		0			0				Miletalli, le de an
19	熱田区野立町	337.52	高架	7	上	準工業	H23 H27	71 69	68 67	64	66	60	52 55	191 202	168 171	193 197		0	0		0	0		0				測定地点変更
							R2	68	66	62	68	62	56	200	176	200	0							0				
							H17 H24	70 68	68 65	_	65	62	_	200	169	198 195	0	0	0	0	0		-	0				
					上	準工業	H27	68	65	_	62	62	-	200	171	199	0							0				
20	熱田区河田町	337.34	高架	7			R2	70	66	_	63	61	_	200	175	201	0							0	L		<u> </u>	
	(定期監視地点)					Sec. 100	H17 H24	72 72	67 67	=	59 59	57 57	 -	200	169	184 181		0	0		0		0	0				
					下	準工業	H27	70	66	_	60	58	_	200	171	190		ŏ			Ŏ		Ŏ	ŏ				
		337.17	外十老				R2 H17	70 75	67 70	- 68	59 64	57	- 58	207 199	175 168	207 183	0						<u> </u>	0			_	
9.1	***	337.14	鉄橋高架	,	_	*# *		68	65	65	63	60 57	58	199	177	193		0	0		00		0	0	0			測定地点変更
21	熱田区古新町	337,17	鉄橋	7	下	工業	H23	73	69	67	63	57	56	203	175	191		0	0		0				0			H17地点に変更
		001.11	25/(114)				R2 H17	73 71	68 69	67 63	66	59 66	58 59	207	175 182	193		0	0		00		0	0	0	₩	0	
วา	熱田区	226 02	÷ #n	,	_	延 44日	H23	69	65	60	63	62	52	198	186	196		0		0	0		0	Ö			6	
22	六番一丁目	336.93	高架	7	下	一種住居	H27	-	_	_	_	_	_	_	_	_												
						一種住居	R2 H17	72 69	70 66	64	59	63 54	54 56	200	194 189	200		0			0		0	0	-	0		
23	熱田区	226 02	古加	7	L	(生)工/凸	H23	69	67	64	58	59	55	196	181	204		ŏ		0	ŏ		ŏ	ŏ				
43	六番一丁目	336.82	高架	7	上	商業	H27	69	68	64	57	57	52	207	192	207		0		0	0		0	0				
	熱田区						R2 H17	77	73	70	64	60	- 59	207	193	209		0	0		0		┢	0	0	\vdash	<u> </u>	工事のため欠測
24	然田区 六番二丁目	336.62	鉄橋	7	上	商業	H24	73	72	69	60	64	58	_	-	202		ŏ	ŏ		Ö				Ö			
44	(定期監視地 点・参考)	330.02	以作	l		向来	H27	75	74	70	64	63	62	208	193	208		0	0		0				0			materials in the Mills
	点:参与)	336.37			上		R2 H17	72	70	66	62	61	56	210	203	212		0	0		00		0	0	0			工事のため欠測
25	熱田区	000.01	高架	7		一種	H23	_	67	64	-	61	58	195	194	201		Ŏ			Ŏ		Ŏ	Ŏ				測定地点変更
20	四番二丁目	336.35	同木	l	下	住居	H28	70	67	66	66	62	59	203	208	209	0						_	0				
	*						R2 H17	69 72	67 71	63 69	59	58 58	58 53	205	207	205 216	0	0		0	0		0	0	 			
	熱田区 二番二丁目	336.00	PC橋	8	上	一種住居	H24	69	67	66	55	59	53	_	_	208		Ō		Ō	0		Ō	0				
	(定期監視地点)	000.00	1 O fled		_	1311111	H28 R2	71 74	71 72	69 69	56 60	59 59	54 55	203	196 203	206	0				00			0				
26	熱田区二番二丁目	336.00					H17	76	74	69	61	60	54	214	215	216		0	0	0	0			0		┢	-	
	熱田区		高架	8	下	工業	H24	75	71	66	62	61	56	_	_	205		0		0	0		0	0				測定地点変更
	四番二丁目 (定期監視地点)	336.13	1-4214		ļ ·		H27 R2	70	68 68	66 65	62	61	57 54	199 200	203	208 208		0		0	00		0	0				
	(/C/(1111/)8-13/(/)						H17	72	70	67	58	57	54	211	215	215		Ö			0		ŏ	ŏ		0	0	
27	熱田区	335.68	高架	8	下	準工業	H23	75	72	64	58	54	50	213	202	210		0			0		0	0		0	0	
	南一番町						H28 R2	71 72	68 69	62 64	58 60	52 54	51 53	203	204	208	0							0		0	0	
							H17	70	70	67	67	65	66	213	218	214	Ŭ	0	0	0	0			Ŏ			Ŭ	
28	熱田区 千年二丁目	335.43	高架	9	上	準工業	H23	70	68	65	64	59	59	199	206	201		0	0	0	00			0				
	<u> </u>						H27 R2	69 69	68 68	66	64	61 62	60	206	199 197	210	0	0	0		0			0				
							H17	69	63	62	62	56	55	213	218	218		0					0	Ō				
29	熱田区 千年二丁目	335.32	高架	9	下	準工業	H23 H27	76 73	%74 %71	65 65	61	%59 %58		201	192 209	201		0			00		0	0				 ₩:28m
	14-14						R2	71	×68	65	62	×58	56	201	193	199	0							Ö				× · 20111
							H17	70	70	65	69	64	59	221	220	222		0	0					0				
30	南区 明治一丁目	334.79	高架	12	上	準工業	H23 H28	69 69	67 66	63 63		65 62	59 58	207	210	208 216	0	0	0					0				
	7311 7 1						R3	66	65	61	70	64	58	209	208	211	ŏ							0				
	-t: F						H17	67	63	62		61	56	207	211	213		0					0	0				
31	南区 明治二丁目	334.47	高架	13	下	一種住居	H23 H27	66 67	64 66	62 62	51 50	58 57	56 55	211	208	214 211		0			00		0	0				
							R2	68	68	64	51	57	56	214	213	217	0							0				
							H17	70	68	62		68	61	226	217	225		0			00		0	0				
32	南区豊二丁目	334.05	高架	13	上	準工業	H23 H27	67 67	67 67	62 62		63 65	57 56	211 231	210	218 237		0			00		0	0				
							R2	69	68	63	68	65	58	221	207	221	0							0	$ldsymbol{f eta}$		Ę	
							H17 H24	67 69	67 67	65 65	63 62	64 59	59 58	233	221	236 235		0	00		00		-	0			0	
	±				上	準工業	H27	69	67	65		58		220	216	223		ŏ	ŏ		0			ŏ		0	ŏ	
33	南区 豊田二丁目	333.53	高架	14			R2	68	66	66	62	60	59	224	212	219	0						_	0	Щ		0	
	(定期監視地点)						H17 H24	66 68	66 65	64 64	_	66 59	56 51	233	220	226 224		0	0		00		0	00			0	
		l	I	1	下	一種住居		68	66	65		59	52	220	216	215		ŏ			0		ŏ	Ö	1	0	ŏ	—
					'		H27	00	65	67	62	59	51		209		_		_			_	\sim	\sim	_		0	

新幹線鉄道騒音・振動の推移(実態監視結果) 別表3

N.		東京起	土木	軌道	測	마사파다	調査		/ベル		_	ベル		列車	速度(1 T	cm/h)				発生					1			<i>L</i> ++-	_
No	調査地点	点距離 (km)	土木構造	軌道高(m)	定側	用途地域	年度	12.5 m	25 m	50 m	12.5 m	25 m	50 m	上り	下り	評価	新型 防音	直立 防音	干渉 防音	逆L 防音	吸音 材	改良 防音	トナ カイ	バラ スト	鉄桁 防音	端部 補強	連結 工	備	*
							H17	68	70	69	60	57	53	223	225	228		0	0						0				_
34	南区 豊田二丁目	333.40	鉄橋	13	上	準工業	H23 H27	72 72	70 70	68 66	62 62	61 58	55 53	219 224	214	221 221		0	0						0				
	査川一1日						R2	74	72	70	64	58	56	229	217	231		8	0						8				
							H17	72	73	69	65	62	57	240	222	244		Ŏ						0	Ŭ				_
35	南区	333.09	高架	15	上	準工業	H23	73	72	69	65	63	59	226	222	224		0			0			0					
	戸部下二丁目		1.3214		_	1 — 310	H27	72	71	- 67	65	64	- 58	239	234	241	0							0					
							R2 H17	70	70	67	61	60	57	237	223	224		0	0						0				_
36	南区	332.92	鉄橋	14	下	工業	H23	72	73	69	61	59	58	227	221	222		Ŏ	Ŏ						Ŏ				_
50	戸部下二丁目	332.32	火巾	14	'	上未	H27	71	70	68	61	58	54	219	210	211		0	0						0				
							R2 H17	74 75	73 77	70 72	64 67	60 62	59 56	239 235	222 229	228 235		0	0					0	0				_
					١.	Nr	H23	82	80	74	<u>72</u>	67	59	234	224	230								0					-
37	南区塩屋町	332. 15	高架	8	上	準工業	H27	73	70	64	68	64	59	233	230		0							Ŏ					_
							R2	74	71	66	70	64	63	247	246	253	0							0					
							H17	_	%75	71	_	%68	57	241	237	245		0						0					
38	南区立脇町	331.89	盛土	4	上	近隣商業	H23 H27	_	*73 *77	70 72	-	%68 %68	61 57	235 240	229 212	242 242		0						0				※ ::	30
							R2	_	×73	68	-	%69	59	251	250	254		ŏ				0							
							H17	74	71	63	64	60	55	242	237	246		0				0							
39	南区立脇町	331.44	切土	-1	上	準工業	H23	<u>76</u>	72	64	60	56	53	235	238	241		0				0							
							H27 R2	76 75	73 70	66 64	55 61	53 57	49 53	221 250	234 246	221 253		0				0							_
							H17	75	74	71	55	54	53	247	256	249		ŏ											_
40	南区	330.11	成士	6	上	準工業	H23	73	72	69	50	50	51	235	239	243		Ŏ											
40	星崎一丁目	330.11	盛土	6	-	华工来	H27	74	73	71	53	54	53	250		255		0											
	表区喧嚣 . 不口	220 00				44.4.4	R2	73	73	70 70	54 -	53 %49	55	256	241	249		0										× ·	10
	南区鳴尾一丁目	329.88				一種住居	H17 H23	72	*74 72	70	52	51	45 55	241 233	244 236	249 235		0										※:	
41	南区元鳴尾町	329.82	盛土	6	上	準工業	H27	75	72	68	52	54	51	249	224	256		ŏ										DO/C- GA	112
							R2	74	73	67	54	54	51	250	240	252		0	0										
							H17	<u>73</u>	70	65	52	55	55	248	246	254		0	0										
42	南区元鳴尾町	329.70	盛土	7	上	一種住居	H23 H27	73 74	70 71	63 68	50 54	49 51	49 52	234 260	239	237 255		0	0										_
							R2	74	71	66	55	52	52	266	261	266		ŏ	0										_
							H17	75	75	65	59	60	59	239	241	239		Ō	Ō										_
43	南区元鳴尾町	329.50	盛土	7	上	一種住居	H23	74	72	67	57	54	55	239	234	245		0	0										
							H27	<u>75</u>	<u>72</u>	70 68	57 57	59 56	58 58	259 264	218	257		00	00										_
							R2 H17	<u>74</u> <u>75</u>	71 73	-	58	53	-	247	246	266 249		8	Ö			0							_
11	緑区	328.95	PC橋		上	二種住居	H23	73	68	-	53	54	_	235	237	246		Ŏ	Ŏ			ŏ							_
44	大高町中屋敷	340.33	「U们司	8	-	一俚任店	H28	74	69	_	57	56	_	253	245	256		0				0							
							R2	<u>71</u>	68	- 71	61	58	-	271	260	275		0				0							_
	緑区						H17 H23	_	_	71 65	_	_	57 50	246 232	245 234	247		0											_
45	大高町八幡	328.95	PC橋	8	下	二種住居	H28	_	_	69	-	_	49	251	245	249		ŏ											_
							R2	_	_	65	_	-	55	267	263			0											
	緑区						H17	72	71	_	70	65	_	246	245			0	0	0	0	0		0		0	0		
46	大高町鷲津	328.80	高架	8	上	近隣商業	H24 H27	72 72	71	_	68 69	61 64	_	240	222	256 246		0	0			0		0		0	0		_
	(定期監視地点)						R2	72	71	_	70	61	_	250	259	264	ŏ							ŏ		ŏ	ŏ		_
							H17	75	74	-	55	50	_	246	251	259		0				0							_
47	緑区	328.08	盛土	4	上	準工業	H23	74	73	_	52	50	_		243			0				Ō							
	大高町砦前	020.00			_	1 11/4	H27	<u>76</u>	74	_	55	54	_	251	247	258		0				0							
				\vdash			R2 H17	74 72	74 70	66	59 65	52 64	57	258	259 251	269 259		0				0	\vdash				\vdash		_
40	緑区	227 55	Lett 1		,	44.0	H23	71	69	65	59	55	51		248			0				Ö							_
48	大高町大平戸	327.57	切土	-2	上	一種住居	H27	72	70	65	61	59	54	260	242	261		0				0							
							R2	<u>72</u>	71	66	62	59	59	259	261	255		0				0							_
	緑区大高町大根山	325.93	PC橋	3		一種低層		<u>*74</u>	74	69	※56	51	48		246			0				0	_					※:1	
49	緑区野末町	324.87	盛土	6	上	準工業	H23 H27	77 76	75 73	71	55 55	49 48	49 51	238	241 224	254		00										測定地点	3.変
	州州	347.01	一二二			十二未	R2	74	74	69	56	53			255			8											
							_																						_

略語等の説明 PC橋: コンクリート橋 新型防音: 新型防音壁 直立防音: 直立防音壁 干渉防音: 干渉型防音壁 逆L防音: 逆L型防音壁 吸音材: 吸音材 改良防音: 改良型防音壁(張出板) トナカイ: 小トナカイ型防音壁 バラスト: バラストマット 鉄桁防音: 鉄桁防音工事 連結工: まくら木連結工事

(注1) ゴシック表記の部分は、騒音環境基準値または振動指針値を超えるものを示す。 (注2) 「-」は、周辺環境等で測定を実施していないことを示す。

参考資料1 新幹線鉄道騒音に係る環境基準関係法令及び通達

◆「新幹線鉄道騒音に係る環境基準」(昭和50年7月29日・環境庁告示第46号) 改正 平成5年10月28日・環境庁告示第91号 平成12年12月14日・環境庁告示第78号

環境基本法(平成5年法律第91号)第16条第1項の規定に基づく騒音に係る環境上の条件につき、生活環境を保全し、人の健康の保護に資する上で維持することが望ましい新幹線鉄道騒音に係る基準(以下「環境基準」という。)及びその達成目標期間等は、次のとおりとする。

第1 環境基準

1 環境基準は、地域の類型ごとに次表の基準値の欄に掲げるとおりとし、各類型のあてはめる地域は、都道府県知事が指定する。

	2 7(19) HIV	10113 17 3 17 2 7 2 8
地域の	基準値	愛知県のあてはめ(昭和 52 年 4 月 30 日告示第 484 号・
類型	本 学他	改正 平成 30 年 3 月 30 日告示第 203 号)
		別表に掲げる地域のうち第1種低層住居専用地域、第
	70 デシベル	2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2
I	以下	種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地
		域、準住居地域、田園住居地域及び都市計画区域で用途地
		域の定められていない地域
П	75 デシベル	別表に掲げる地域のうち近隣商業地域、商業地域、準工
ш	以下	業地域及び工業地域

(注) I をあてはめる地域は主として住居の用に供される地域とし、Ⅱをあてはめる地域は商工業の用に供される地域等 I 以外の地域であって通常の生活を保全する必要がある地域とする。

別表

東海道新幹線の線路の中心線から左右両側にそれぞれ 400 メートルまでの地域。 ただし、鉄けた橋りようのうち、木曽川鉄橋については、左右両側にそれぞれ 700 メートルまでの地域及び橋りようの橋けたの先端部と線路の中心線の交点を中心に、 橋りようの反対側に半径 700 メートルの円内の地域、その他のものについては左右 両側にそれぞれ 600 メートルまでの地域及び橋りようの橋けたの先端部と線路の中 心線の交点を中心にそれぞれ橋りようの反対側に半径 600 メートルの円内の地域と し、トンネルのうち坂の坂トンネルに限りトンネルの出入口と線路の中心線の交点 を中心にそれぞれトンネル側に半径 400 メートルの円内の地域。ただし、東海道新幹 線敷地、河川敷及び工業専用地域を除く。

- 2 1の環境基準の基準値は、次の方法により測定・評価した場合における値とする。
- (1) 測定は、新幹線鉄道の上り及び下りの列車を合わせて、原則として連続して通過する 20 本の列車について、当該通過列車ごとの騒音のピークレベルを読み取って行う ものとする。
- (2) 測定は、屋外において原則として地上1.2 メートルの高さで行うものとし、その測

定点としては、当該地域の新幹線鉄道騒音を代表すると認められる地点のほか新幹線 鉄道騒音が問題となる地点を選定するものとする。

- (3) 測定時期は、特殊な気象条件にある時期及び列車速度が通常時より低いと認められる時期を避けて選定するものとする。
- (4) 評価は、(1) のピークレベルのうちレベルの大きさが上位半数のものをパワー平均して行うものとする。
- (5) 測定は、計量法(平成4年法律第51号)第71条の条件に合格した騒音計を用いて 行うものとする。この場合において、周波数補正回路はA特性を、動特性は遅い動特性(SLOW)を用いることとする。
- 3 1の環境基準は、午前6時から午後12時までの間の新幹線鉄道騒音に適用するものとする。

第2 達成目標期間

環境基準は、関係行政機関及び関係地方公共団体の協力のもとに、新幹線鉄道の沿線 区域の区分ごとに次表の達成目標期間の欄に掲げる機関を目途として達成され、又は維 持されるよう努めるものとする。この場合において、新幹線鉄道騒音の防止施策を総合 的に講じても当該達成目標期間で環境基準を達成することが困難と考えられる区域にお いては、家屋の防音工事等を行うことにより環境基準が達成された場合と同等の屋内環 境が保持されるようにするものとする。

なお、環境基準の達成努力にもかかわらず、達成目標期間内にその達成ができなかった区域が生じた場合においても、可及的速やかに環境基準が達成されるよう努めるものとする。

新幹線鉄道の沿線区域の区分			達成目標期間		
			既設新幹線	工事中新幹線鉄道に	新設新幹線
			鉄道に係る	係る期間	鉄道に係る
		期間		期間	
a	80 デシベル以上の区域		3年以内	開業時に直ちに	
b	75 デシベルを 超え 80 デシベ ル未満の区域	7	7年以内		
				開業時から3年以内	開業時に直
		口	10 年以内		ちに
С	70 デシベルを超え 75 デシベル以下の区間		10 年以内	開業時から5年以内	

備考

- Ⅰ 新幹線鉄道の沿線区域の区分の欄のbの区域中イとは地域の類型Iに該当する地域が連続する沿線地域内の区域をいい、口とはイを除く区域をいう。
- 2 達成目標期間の欄中既設新幹線鉄道、工事中新幹線鉄道及び新設新幹線鉄道とは、それぞれ次の各号に該当する新幹線鉄道をいう。
- (1) 既設新幹線鉄道 東京・博多間の区間の新幹線鉄道
- (2) 工事中新幹線鉄道 東京・盛岡間、大宮・新潟間及び東京・成田間の区間の新幹線鉄道
- (3) 新設新幹線鉄道 (1) 及び(2) を除く新幹線鉄道

3 達成目標期間の欄に掲げる期間のうち既設新幹線鉄道に係る期間は、環境基準に定められた日から起算する。

第3 騒音対策の実施方針

- 1 新幹線鉄道に係る騒音対策を実施するに際しては、当該新幹線鉄道沿線区域のうち a の区域に対する騒音対策を優先し、かつ、重点的に実施するものとする。
- 2 既設新幹線鉄道の沿線区域のうちbの区域及びcの区域に対する騒音対策を実施するに際しては、当該沿線区域のうちaの区域における音源対策の技術開発及び実施の状況並びに実施体制の整備及び財源措置等との関連における障害防止対策の進ちょく状況等を勘案し、逐次、その具体的実施方法の改定を行うものとする。

◆「新幹線鉄道騒音に係る環境基準の達成について」

環大企第 659 号 昭和 60 年 10 月 21 日

運輸省大臣官房国有鉄道再建総括審議官殿

環境庁大気保全局長

新幹線鉄道騒音に係る環境基準の達成について

新幹線鉄道騒音については、「新幹線鉄道騒音に係る環境基準について」(昭和50年7月29日環境 庁告示第46号)において沿線区域の区分ごとに環境基準の達成目標期間が定められており、東京・ 博多間の区間の新幹線鉄道については、段階的な目標を達成しつつ昭和60年7月28日を目途に環境 基準が達成され、又は維持されるよう努めるものとされている。

今般、この区間の新幹線鉄道の沿線において環境基準の達成状況等を把握したところ、以前に比して騒音レベルにかなり改善傾向がみられるもののいまだ達成されていない地域も相当みられる。また、住宅防音工事等の措置についても逐次実施されているが、いまだ完了されていない状況にある。

ついては、下記事項に留意の上、新幹線鉄道騒音対策が推進されるべく早急に所要の措置を講じられるよう要請する。

おって、講じられた措置については速やかに報告されるようお願いする。

記

1 音源対策が新幹線鉄道の騒音の防止又は軽減を図る上で、最も基本的な施策であることにかんが み、引き続き音源対策を推進し、住宅が集合する地域において当面 75 ホン以下になるよう努める こと。なお、この場合、住宅密集地域が連続する地域においては、早急にその対策に着手し、5年 以内を目途に対策を完了するよう努めること。

また、環境基準を超える区域の住宅防音工事については、音源対策の進捗状況等を勘案しつつその推進を図ること。特に、75 ホンを超える区域においては、住宅防音工事を速やかに完了すること。

- 2 今後とも騒音低減技術の開発に努めるとともに、その成果のうち、実施可能なものから逐次音源対策への活用を図ること。
- 3 上記1、2のほか、環境基準の円滑な達成に資するためには、土地利用の適正化を図ることが必要であることにかんがみ、関係機関との法令等に基づく協議等に際して、以下の点に配慮すること。
- (1) 市街化のおそれのある沿線地域においては、土地利用計画の決定又は変更に際し、新幹線鉄道の影響に配慮した適正な土地利用を確保するための必要な措置が講じられる必要があること。
- (2) 沿線の既成市街地において、市街地開発事業が計画される場合においては、新幹線鉄道騒音防止の観点から、可能な限り望ましい公共施設等の配置が図られる必要があること。

◆「新幹線鉄道騒音に係る75ホン対策の達成状況について」

環大企第79号 平成4年3月19日

運輸省鉄道局長殿

環境庁大気保全局長

新幹線鉄道騒音に係る 75 ホン対策の達成状況について

新幹線鉄道騒音については、東海道・山陽新幹線沿線の住宅密集地域が連続する地域及び東北・ 上越新幹線沿線の住宅が集合する地域(以下「75 ホン対策区間」という)において、75 ホンを超え る地域にあっては平成2年度末を目途に75 ホン以下とするよう対策が進められてきたところであ る。

今般、この75ホン対策区間の新幹線鉄道の沿線においてその達成状況を調査したところ、騒音レベルに改善傾向のみられる地域があるものの、いまだ75ホン以下が達成されていない地域も見られる。

ついては、下記事項に留意の上、新幹線鉄道騒音対策が推進されるべく早急に所要の措置を講じられるよう要請する。おって講じられた措置については速やかに報告されるようお願いする。

記

- 1 75 ホン対策区間のうち、75 ホン以下を達成することができなかった地域にあっては早急に追加して対応を講じることにより、平成5年度までに 75 ホン以下とするとともに、その他の地域についても引き続き環境基準の達成に向けて対策に努めること。
- 2 音源対策が新幹線鉄道の騒音の防止又は軽減を図る上で、最も基本的な施策であることに鑑み、75 ホン対策区間以外においても引き続き音源対策を推進すること。特に、東海道・山陽新幹線沿線の住宅が集合する地域及び東北・上越新幹線沿線の住宅集合地域に準じる地域にあっては、平成8年度末を目途に、75 ホンを超える地域にあっては75 ホン以下とするとともに、その他の地域についても環境基準の達成に向けて対策に努めること。

また、環境基準を超える区域の住宅防音工事については、音源対策の進捗状況等を勘案しつつその推進を図ること。

- 3 今後とも騒音低減技術の開発に努めるとともに、その成果のうち、実施可能なものから逐次音源 対策への活用を図ること。
- 4 上記のほか、環境基準の円滑な達成に資するためには、土地利用の適正化を図ることが必要であることに鑑み、関係機関との法令等に基づく協議等に際して、引き続き以下の点に配慮すること
- (1) 市街化のおそれのある沿線地域においては、土地利用計画の決定又は変更に際し、新幹線鉄道 の影響に配慮した適正な土地利用を確保するための必要な措置が講じられる必要があること。
- (2) 沿線の既成市街地において、市街地開発事業が計画される場合においては、新幹線鉄道騒音防止の観点から、可能な限り望ましい公共施設等の配置が図られる必要があること。

◆「新幹線鉄道騒音に係る75ホン対策の達成状況について」

環大一第35号 平成10年3月31日

運輸省鉄道局長殿

環境庁大気保全局長

新幹線鉄道騒音に係る 75 ホン対策の達成状況について

新幹線鉄道騒音については、第1次75ホン対策に引き続き東海道・山陽新幹線沿線の住宅が集合する地域及び東北・上越新幹線沿線の住宅集合地域に準じる地域(以下「第2次75ホン対策区間」という)において、75デシベルを超える地域にあっては平成8年度末を目途に75デシベル以下とするよう対策が進められてきたところである。

今般、新幹線鉄道の第2次75ホン対策区間の沿線において、その達成状況を調査した結果、全ての調査地点において、75デシベル以下が達成されていた。

しかしながら、第1次及び第2次75ホン対策区間以外の区間において、いまだ75デシベル以下 を達成していない地域が残されていることから、引き続き音源対策を推進する必要がある。

ついては、下記事項に留意の上、新幹線鉄道騒音対策が推進されるべく早急に所要の措置を講じられるよう要請する。おって、講じられた措置については速やかに報告されたい。

記

- 1 音源対策が新幹線鉄道の騒音の防止又は軽減を図る上で、最も基本的な施策であることに鑑み、第1次及び第2次75 ホン対策区間以外においても引き続き音源対策を推進すること。特に、東海道・山陽新幹線沿線の住宅集合地域に準じる地域及び東北・上越新幹線沿線の住宅立地地域(住宅が点在する地域を除く。)のうち75 デシベルを超える地域にあっては、平成14 年度末を目途に75 デシベル以下とするとともに、その他の地域についても環境基準の達成に向けて対策の実施に努めること。
- 2 今後とも騒音低減技術の開発に努めるとともに、その成果のうち、実施可能なものから逐次音源対策への活用を図ること。
- 3 上記のほか、環境基準の円滑な達成に資するためには、土地利用の適正化を図ることに必要であることにかんがみ、関係機関との法令等に基づく協議等に際して、引き続き以下の点に配慮すること。
- (1) 市街化のおそれのある沿線地域においては、土地利用計画の決定又は変更に際し、新幹線鉄道の影響に配慮した適正な土地利用を確保するための必要な措置が講じられる必要があること。
- (2) 沿線の既成市街地において、市街地開発事業が計画される場合においては、新幹線鉄道騒音防止の観点から、可能な限り望ましい公共施設等の配慮が図られる必要があること。

◆「新幹線鉄道騒音に係る当面の対策について」

環水大自発第 060512001 号 平成 18 年 5 月 12 日

国土交通省鉄道局長殿

環境省水・大気環境局長

新幹線鉄道騒音に係る当面の対策について

新幹線鉄道騒音については、第1次、第2次75ホン対策に引き続き、東海道・山陽新幹線沿線の住宅集合地域に準じる地域及び東北・上越新幹線沿線の住宅立地地域(住宅が点在する地域を除く。)であって、75 デシベルを超える地域(以下「第3次75ホン対策区間」という。)において、平成14年度末を目途に75 デシベル以下とするよう対策が進められてきたところである。

今般、第3次75ホン対策区間の沿線において、その達成状況を調査した結果、全ての調査地点において、所期のとおり、75デシベル以下が達成されていた。また、第1次、第2次75ホン対策区間においても現状では75デシベル以下が達成され維持されているところである。

しかしながら、第1次、第2次及び第3次75ホン対策区間以外の区間において、いまだ75デシベルを超える地域が残されていることから、今後は住宅の立地状況、事業者の取り組み状況等を勘案しつつ、音源対策が計画的に推進されるよう措置するとともに、その進捗状況を定期的に確認する必要がある。

ついては、下記事項に留意の上、所要の措置を講じられるよう要請する。おって講じられた措置については速やかに報告されたい。

記

- 1 音源対策が新幹線鉄道の騒音防止又は軽減を図る上で、最も基本的な施策であることに鑑み、第 1次、第2次及び第3次75ホン対策区間以外の区間において75デシベルを超える地域にあっては 音源対策を計画的に推進し、75デシベル以下とするとともに、その他の地域についても環境基準の 達成に向けて対策の実施に努めること。
- 2 今後とも車両、地上設備の両面における騒音低減技術の開発に努めるとともに、その成果のうち、 実施可能なものから逐次音源対策への活用を図ること。
- 3 上記のほか、環境基準の円滑な達成に資するためには、土地利用の適正化を図ることが必要であることに鑑み、土地利用の将来のあり方に関し、土地計画運用指針等に基づき関係機関から協議があった場合、以下の点を要請すること。
- (1) 市街化のおそれのある沿線地域において用途地域を選定するに当たっては、原則として、住居地域の指定は行わないことが望ましいこと。
- (2) 沿線の既成市街地において、市街地開発事業が計画される場合には、新幹線鉄道騒音防止の観点から、騒音の影響を受けやすい土地利用の配置を避け、他方、騒音により機能を害されるおそれのない土地利用を誘導するなどを通じ、可能な限り望ましい土地利用の実現に努める必要があること。

参考資料2 新幹線鉄道騒音測定・評価マニュアル(関係部分抜粋)

新幹線鉄道騒音測定・評価マニュアル

平成27年10月

環境省

1 新幹線鉄道騒音の測定・評価の目的

新幹線鉄道騒音の測定・評価の目的は、新幹線鉄道沿線の地域において、新幹線鉄道騒音に係る環境基準(以下「環境基準」という。)の達成状況を把握することである。

本マニュアルでは、そのための標準的な方法について記述する。

なお、新幹線鉄道騒音問題に対処する場合においても本マニュアルに準じた方法で行うことが 望ましい。

2 用語の意味

本マニュアルにおける用語の意味は、以下による。

2.1 新幹線鉄道に係る用語

2.1.1 新幹線鉄道

主たる区間を列車が 200 キロメートル毎時以上の高速度で走行できる幹線鉄道(全国新幹線鉄道整備法第2条)。

注記1 平成26年度末現在、以下の6路線が営業中である。

東海道新幹線(東京~新大阪間)、山陽新幹線(新大阪~博多間)、東北新幹線(東京~新青森間)、上越新幹線(大宮~新潟間)、北陸新幹線(高崎~金沢間)、九州新幹線(博多~鹿児島中央間)

注記 2 その他、新幹線と呼ばれるものには法令や規格によって整備新幹線、新幹線鉄道直通線、新幹線鉄道規格新線などがある(**附録 2.1** 参照)。なお、新幹線鉄道直通線については、騒音に関しては在来線の扱いとなるため、本マニュアルによる測定・評価の対象にはならない。

2.1.2 土木構造物の種類

新幹線鉄道の土木構造物は、以下のとおり分類される。

① 平地

地盤面とほぼ同じ高さに軌道を敷設した構造。

② 盛土

土または岩石などを材料として地盤面よりも高く盛り上げた構造物り。

③ 切取

原地盤を切り取って土構造物とした構造形式1)。

④ 高架橋

鉄道と道路などを立体交差するために、沿道の地平面より高いところにかけた橋¹⁾。

注記 高架橋はさらにその構造や桁形式によって、コンクリート橋、鋼橋、合成桁橋など に細分類されている (**附録 2.2** 参照)。

⑤ トンネル

2 地点間の交通と物資の輸送を目的として、その上部に地山を残して建設される細長い地下の 通路¹⁾。

2.1.3 軌道の種類

一般に軌道とは、鉄道線路のうち、路盤の上にある構造物を総称したもの。鉄道レール、まくらぎ、レールおよびまくらぎを支える道床などから構成される。新幹線鉄道に使用される主な軌道は以下の2種類である。

① バラスト軌道

路盤の上にバラスト(砂利や砕石)を敷いてまくらぎを支持する方式による軌道(**附録 2.3** 参照)。

¹⁾ 参考: 鉄道技術用語辞典第2版(鉄道総合技術研究所編 丸善2006)

② スラブ軌道

コンクリート製の平面板(スラブ)をコンクリート路盤上にセメントとアスファルトの混合モルタルを介して設置し、レールは軌道パッドを介してスラブ上に敷設する方式による軌道(**附録2.3** 参照)。

2.1.4 その他

新幹線鉄道の騒音に関する専門用語について、参考として新幹線鉄道騒音の音源分類に係る用語、および新幹線鉄道騒音の音源対策に係る用語をそれぞれ**附録 2.4 と附録 2.5** に示す。

2.2 騒音の種類に係る用語

2.2.1 環境騒音の種類

JIS Z 8731 では以下の種類を示している。

① 総合騒音

ある場所における、ある時刻の総合的な騒音。

② 特定騒音

総合騒音の中で音響的に明確に識別できる騒音。音源が特定できることが多い。

③ 暗騒音

ある特定の騒音に着目したとき、それ以外のすべての騒音。

④ 残留騒音

総合騒音のうち、すべての特定騒音を除いた残りの騒音。

注記 ある場所の騒音の状況を決定する騒音源として新幹線鉄道騒音、在来鉄道騒音、自動車騒音があるとき、騒音源が特定できるものはすべて特定騒音であるが、新幹線 鉄道騒音に着目する場合、それを除くすべての騒音は暗騒音となる。

2.2.2 時間変動特性による騒音の種類

JIS Z 8731 では以下の種類を示している。

① 定常騒音

レベル変化が小さく、ほぼ一定とみなされる騒音。

② 変動騒音

レベルが不規則かつ連続的にかなりの範囲にわたって変化する騒音。

③ 間欠騒音

間欠的に発生し、一回の継続時間が数秒以上の騒音。

④ 衝撃騒音

継続時間が極めて短い騒音。その発生が個々に分離できる騒音は分離衝撃騒音、レベルがほぼ 一定で極めて短い間隔で連続的に発生する衝撃騒音は準定常衝撃騒音という。

2.3 騒音の評価量に係る用語

2.3.1 瞬時 A 特性音圧: p_A(t)

JIS C 1509-1 に規定されている周波数重み付け特性 A をかけた音圧の瞬時値。単位はパスカル (Pa)。

2.3.2 A 特性音圧: pA

瞬時 A 特性音圧の実効値。単位はパスカル (Pa)。

2.3.3 騒音レベル: LA

A 特性音圧の 2 乗を基準音圧の 2 乗で除した値の常用対数の 10 倍で、次式による。単位はデシベル (dB)。 A 特性音圧レベルともいう。

$$L_{\rm A} = 10\log_{10} \frac{p_{\rm A}^2}{p_{\diamond}^2} \tag{1}$$

ここに、 $p_0 = 20 \mu Pa$ (基準の音圧)

注記 JIS Z 8731 では、騒音レベルの量記号として L_{pA} を用いている。

2.3.4 最大騒音レベル: L_{A,max}

騒音の発生ごとに観測される騒音レベルの最大値。単位はデシベル (dB)。

注記1 本マニュアルでは、騒音計の時間重み付け特性を S (slow) に設定して求めた最大 騒音レベル $L_{A,Smax}$ を用いる。

注記 2 「新幹線鉄道騒音に係る環境基準について」(**附録 1.1~1.2** 参照)では、ここで定義する最大騒音レベルをピークレベルと称している。国際規格では、騒音計の時間重み付け特性をかけた音圧レベルの最大値を最大レベル (maximum level)と呼び、瞬時音圧の絶対値の最大値をレベル表示した値 (peak level) とは区別している。

2.3.5 等価騒音レベル: L_{Acq.T}

時刻 t_1 に始まり時刻 t_2 に終わる時間間隔Tについて、変動する騒音の騒音レベルをエネルギー的な平均値として表した量で、次式による。単位はデシベル(dB)。時間平均騒音レベルともいう。

$$L_{\text{Aeq},T} = 10 \log_{10} \left[\frac{1}{T} \int_{t_1}^{t_2} p_A^2(t) dt \right]$$
 (2)

2.3.6 時間率騒音レベル: LANT

変動する騒音が対象とする時間 $T \circ N$ %の時間にわたってある騒音レベルを超えている場合、その騒音レベルをいう。単位はデシベル(dB)。

注記 本マニュアルでは、時間重み付け特性 S (slow) による騒音レベルから時間率騒音レベルを求める。

3 測定器

3.1 騒音計

3.1.1 騒音計の基本性能

本マニュアルによる新幹線鉄道騒音の測定には、計量法第71条の条件に合格し、JIS C 1509-1 の仕様に適合する騒音計(サウンドレベルメータ)で、時間重み付け特性 S (slow) の騒音レベルを時間間隔 $0.1 \, \mathrm{s}$ 以下でサンプリングして連続記録する機能を備えているものを用いる。

注記 1 JIS C 1509-1 には EMC (電磁両立性) に関する性能が規定されており、これに適合する騒音計は、電磁波による影響が規格の許容限度値以内である。一方、これに適合していない騒音計は、強力な電磁波による影響を受けていたとしても、それを確

認する手段がなく、またその際には騒音計の性能は保証されない。したがって、本マニュアルによる測定では JIS C 1509-1 に適合する騒音計を使用する。

- 注記 2 測定現場で音圧信号を一旦録音した後、分析する方法による場合、使用する信号録音装置は JIS C 1509-1 に適合できるような周波数範囲とダイナミックレンジの性能を備えている必要がある。また、信号圧縮処理をするものは使用できない。
- **注記3** JIS C 1509-1 に適合する騒音計が使用できない場合、JIS C 1509 シリーズの制定によって廃止された JIS C 1502 または JIS C 1505 に適合する騒音計を使用してもよい。 騒音計の更新や新規購入時には、JIS C 1509-1 に適合する機種を選定する。

3.1.2 ウインドスクリーンの装着

風雑音の影響を低減するために、騒音計のマイクロホンには必ずウインドスクリーンを装着する。

3.2 音響校正器

マイクロホンも含めて騒音計が正常に動作することを音響的に確認するために、騒音計の取扱 説明書 (それに類する文書を含む。以下同じ。) に記載された型式の音響校正器であり、JIS C 1515 のクラス 1 に適合する音響校正器を使用する。

注記1 音響校正器は定期的に校正されているものを使用する。

注記 2 JIS C 1502 又は JIS C 1505 に適合する騒音計で取扱説明書に音響校正器の型式が 記載されていない場合、JIS C 1515 のクラス 1 に適合する音響校正器を使用する。

3.3 レベルレコーダ

測定中の騒音レベルの変動の監視、暗騒音レベルを確認するためのレベルレコーダは、JIS C 1512 に適合するものを使用する。ただし、レベルレコーダの記録用紙から最大騒音レベルの値を読み取ってはならない。

注記 レベルレコーダを表示装置とした騒音測定システムは、JIS C 1509-1 に適合しないため、本マニュアルによる測定では、最大騒音レベルの読み取り装置としてレベルレコーダは使用しない。

4 測定地点の選定

新幹線鉄道沿線における全国的な環境基準の達成状況把握のために、環境基準の類型指定区域内において、騒音評価に必要な測定地点を選定する。

4.1 騒音の評価区間

騒音の評価区間とは、環境基準の類型指定区域内において、新幹線鉄道の軌道構造、地域の地形や建物の立地状況等を勘案して、新幹線鉄道騒音の影響が概ね一定とみなせる沿線の区間のことをいう。これを単位として、地域ごとに複数の評価区間を設定し、各区間内に測定点を選定して環境基準の達成状況の把握を行う。図1に評価区間、評価範囲、測定点の模式図を示す。

注記 新幹線鉄道の軌道には高架、盛土、切取等があり、防音壁の設置状況、沿線の地盤 高さや地形、建物の立地状況も地域によって異なること、さらに新幹線鉄道の車両 の種類や列車速度も異なることなどから、概ね騒音の状況が一定とみなせる区間に 沿線を分割して、地域の騒音を評価するという考え方に基づいて評価区間を設定す る(図1参照)。

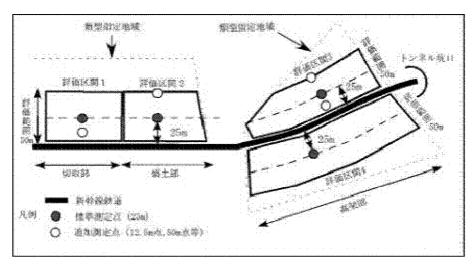


図1 評価区間、評価範囲、測定点の模式図

4.2 騒音の評価範囲

騒音の評価範囲は、環境基準の地域類型が指定されている地域内で、対象路線の測定地点側の 軌道中心から概ね 50 m までの範囲に設定する。

4.3 騒音の測定点

標準測定点として、上記の評価範囲内のほぼ中央に相当する測定地点側の軌道中心から概ね 25 m の地点に測定点を設定する。

注記1 その他、必要に応じて評価範囲内に測定点を追加してもよい。

注記 2 新幹線鉄道騒音問題対応や障害防止対応等の目的には、**附録 1.2**に示す環大特 100 号 (知事宛)の測定点選定方法を参照のこと。

4.4 測定点の周辺条件

測定点は、評価範囲内に住宅が立地している地域から選定する。

街路の両側に住宅等の建物が並んでいる等の建物密集地では、新幹線鉄道の線路をできるだけ 見通せる地点を選定し、大きな建物等に近接する地点は避ける。

また、工場・事業場、幹線道路などが近接し、新幹線鉄道騒音と暗騒音との差が 10 dB 以上確保できないような地点は避ける。

5 測定の時期

測定の時期は、特殊な気象条件にある時期、事故、自然災害、その他の要因により列車速度が 通常時よりも低いと認められるとき、および自然動物の鳴き声などにより暗騒音レベルが高い時 期や時間帯を避けて設定する。

注記 特殊な気象条件にある時期とは、騒音の測定に影響を及ぼすような強風時(例えば 地上付近で風速が 5 m/s を超えるような時期)、騒音計の取扱説明書に記載されてい る使用温湿度範囲を外れるときや降雨・降雪時、積雪時など地面の状態が通常と異なるときをいう。

6 測定·評価

6.1 対象とする騒音

午前6時から午後12時(午前0時)までの間で、新幹線鉄道が通常通り運行されているときの列車走行に伴う騒音を測定・評価の対象とする。

注記 新幹線電気軌道総合試験列車 (イーストアイやドクターイエローなど) や試験走行 列車など常時運行されていないタイプの列車の走行に伴う騒音は測定対象としない。

6.2 調査測定項目

調査・測定項目は、以下のとおりとする。

6.2.1 測定地点に関する項目

① 地点番号

測定地点の整理番号。

2 住所

測定地点の住所。

③ 地域類型·用途地域

「新幹線鉄道騒音に係る環境基準」の類型区分、都市計画法に基づく用途地域(附録1参照)。

- ④ 路線名
- ⑤ 測定地点側の軌道

測定地点側の軌道の上下の別(上り線側、下り線側)。

⑥ キロ稈

鉄道事業者が土木構造物等の鉄道施設を管理する際に使用している、各路線における起点から 当該地点までの実距離。

⑦ 測定位置

測定地点側の軌道中心からの距離。

⑧ 新幹線鉄道の土木構造物の種類

平地、盛土、切取、高架橋等(2.1.2参照)。

⑨ 新幹線鉄道の軌道の種類

バラスト軌道、スラブ軌道等(2.1.3参照)。

⑩ 騒音対策実施状況

対策種別 (防音壁新設 (タイプ)、防音壁嵩上げ等)、寸法 (防音壁の高さ等)等。

① 平面図・断面図

測定地点とその周辺状況。

測定点と建物の距離、測定点と軌道面(または路盤面)の高低差、桁下高さ等。

① 測定現場写真

6.2.2 測定に関する項目

- (1) 測定条件・状況
- ① 気象条件

現地調査時の天気、風向(順風、逆風)、風速(m/s)、気温(℃)。

現地で気象観測を行うことが望ましいが、不可能な場合は、現地でわかる範囲の状況を記録する。

注記 順風は音源から測定点方向に向かう風。逆風はその逆向き。

② 暗騒音の状況

新幹線鉄道騒音が発生していない間の等価騒音レベル($L_{Aeq,T}$)および 95%時間率騒音レベル ($L_{A95,T}$) (6.3.4 参照)。

- ③ 騒音計・音響校正器のメーカー名・型番
- (2) 測定対象列車ごとの情報
- 最大騒音レベル(L_{A.Smax})
 列車通過時の最大騒音レベル(6.3.2参照)。
- ② 測定時刻

列車が測定点最近傍を通過したときの時刻(時、分)。

③ 上下別

列車の走行路線(上り、下り)。

- ④ 車両形式·編成両数
- ⑤ 列車速度

列車通過時の走行速度(km/h)(6.3.3参照)。

6.3 測定

騒音の測定にあたっては、以下に示す手順に従い、マイクロホンを設置し、測定器の動作確認を行った上で測定を実施する。なお、新幹線鉄道騒音の測定・評価の全体にわたる手順は、**附録** 3 に示す。

6.3.1 測定準備

(1) マイクロホンの設置

騒音計のマイクロホンの設置場所は、測定地点における新幹線鉄道騒音を正確に測定できる地点とする。この場合、マイクロホン高さは、原則として地上 1.2 m とする。また、反射の影響を無視できる程度に小さくするために、地面以外の反射物から原則として 3.5 m 以上離れた位置に設置する。

(2) 騒音計の動作確認

音響校正器を用い、音響校正器が発生する音に対する騒音計の表示値と騒音計の取扱説明書に記載されている値とを比較して騒音計の感度を点検する。それらの差が±0.7 dB以上異なる値であった場合には、その騒音計は、測定に使用できない。

- 注記1 音響校正器を用いて騒音計の指示値を確認する際に、騒音計が表示すべき値は騒音 計の型式ごとに決まっている。騒音計が表示すべき値は必ずしも音響校正器の公称 発生音圧レベルに等しいとは限らないため、取扱説明書に記載されている値を確認 すること。
- 注記 2 騒音計の表示値と取扱説明書に記載されている値との差が±0.7 dB 以上異なっている場合、故障している可能性があるため騒音計の点検修理が必要である。
- **注記3** 本マニュアルによる測定では、操作ミス防止の観点から、レベル指示値の調整が適切に行われていることを前提として、測定現場においては音響校正器を用いて騒音計のレベル指示値の調整は原則として行わない。

(3) 騒音計の設定

騒音計の周波数重み付け特性をAに、時間重み付け特性をS(slow)に設定する。

6.3.2 新幹線鉄道騒音の測定

新幹線鉄道の上りおよび下りの列車を合わせて、原則として連続して通過する 20 本の列車について、列車ごとの最大騒音レベル ($L_{\rm A.Smax}$) を測定し、小数点以下第 1 位までの値で記録する。

- 注記1 列車ごとの最大騒音レベル値と列車が通過する直前または直後の暗騒音レベルとの 差が 10 dB 未満の場合は、欠測(測定不能)とする。
- 注記 2 上下線の列車が重なって通過し、各列車を区別して評価できない場合は、欠測とする。
- 注記3 連続して通過する列車の本数は、欠測となった列車を除いて数える。
- **注記4** 列車の運行本数が少ないため、6時間程度測定しても通過列車が20本に満たない場合、その時間内に測定できる本数をもって測定を終了してもよい。ただし、有効なデータを少なくとも10本確保する。

6.3.3 列車速度の測定

(1) 列車速度の算定方法

列車速度 V (km/h) は、次式の関係を用いて算出し、整数値で表す。

$$V = \frac{l}{t} \times 3.6 \quad \text{(km/h)} \tag{3}$$

ここに、*l*:列車長(m) *t*:通過時間(s)

通過時間とは、測定地点の最近接点に列車の先頭部が進入し、最後部が通り抜けるまでの時間。 測定には、ストップウォッチ、ビデオカメラ等を用い、測定値は小数点以下第 1 位までの値まで 求める。

(2) 平均列車速度の算定

最大騒音レベルのエネルギー平均値を計算するのに用いた列車について、その速度データの平 均値を求め、整数値で表す。

6.3.4 暗騒音の測定

測定地点における暗騒音および残留騒音の状況を調べるために、新幹線鉄道騒音が発生していない間の等価騒音レベル($L_{Aeq,T}$)および 95%時間率騒音レベル($L_{Aes,T}$)を測定する。その場合、実測時間 (T) は $5\sim10$ 分程度とする。また、測定対象となる新幹線鉄道騒音に対する暗騒音の影響を調べるために、新幹線鉄道騒音の発生直前および直後の騒音レベルを常に監視する。

注記 新幹線鉄道騒音が発生していない間の騒音レベルがほぼ一定とみなせる場合は、暗騒音レベルと残留騒音レベルはほぼ等しく、騒音計の出力をレベルレコーダに入力して記録したレベル記録から平均レベルを読み取る方法によって求めてもよい。また騒音レベルの変動が大きい場合は、レベル記録の底の部分の平均値を読み取って残留騒音レベルとみなしてもよい。

6.4 評価

6.4.1 新幹線鉄道騒音の評価量

上りおよび下りの列車を合わせて、原則として連続して通過する 20 本の列車について、列車ごとの最大騒音レベル($L_{A,Smax}$)のうち、レベルの大きさが上位半数のもののエネルギー平均値を次式によって計算し、当該測定点における評価量(最大騒音レベルの平均値: $\overline{L}_{A,Smax}$)とし、整数値で表す。

$$\overline{L}_{A,S \text{ max}} = 10 \log_{10} \left\{ \frac{1}{n} \sum_{i=1}^{n} 10^{(L_{A,Smax, i})/10} \right\}$$
 (dB)

ここに、n: データ数 (上位半数が 10 本の場合、n=10)

 $L_{A.Smax,i}$:上位半数のうちのi番目の最大騒音レベルの値(dB)

注記 「新幹線鉄道騒音に係る環境基準について」ではここで用いた「エネルギー平均」 を「パワー平均」と称している(**附録 1.1~1.2** 参照)。

6.4.2 測定した列車本数が20本に満たない場合の評価

列車ごとの最大騒音レベルのうち、レベルの大きさが上位半数のもののエネルギー平均値を式 (4)によって計算し、評価量とする。

注記 連続する測定値の数が奇数の場合、その数から1を減じた数の半数をもって上位半数を選定する。例えば測定値の数が11の場合は、1を減じた10の半数として上位5個を選択する。

7 測定・評価の結果のとりまとめ

新幹線鉄道騒音の測定・評価結果は、附録4に示す様式に従ってとりまとめる。

- ① 地点別調査結果一覧表(記入様式1)
- ② 測定位置図(記録用紙1)
- ③ 測定記録個表(記録用紙2)

参考資料3 環境保全上緊急を要する新幹線鉄道振動対策について

環大特第 32 号 昭和 51 年 3 月 12 日

運輸大臣 木村睦男殿

環境 庁長 官小沢 辰男

環境保全上緊急を要する新幹線鉄道振動対策について(勧告)

新幹線鉄道の列車の走行に伴い発生する振動は著しく、沿線の一部の地域においては、看過しがたい被害を生じている。このような現状に対処するため、新幹線鉄道振動対策に係る下記の当面の指針等を達成する必要があるので、所要の措置を講ずるよう勧告する。

おって、本指針等を達成するために講じた措置については、その都度報告するようお願いする。

記

1 指針

- (1)新幹線鉄道振動の補正加速度レベルが、70 デシベルを超える地域について緊急に振動源及び障害防止対策等を講ずること。
- (2)病院、学校その他特に静穏の保持を要する施設の存する地域については、特段の配慮をするとともに、可及的速やかに措置すること。

2 測定方法等

- (1) 測定単位は、補正加速度レベル(単位デシベル)を用いること。
 - (注)補正加速度レベルとは、鉛直振動の振動数を f (単位ヘルツ)及び加速度実効値を A (単位メートル毎秒毎秒)とするとき、Aの基準値 A_0 (単位メートル毎秒毎秒)に対する比の常用対数の 20 倍すなわち $20\log(A/A_0)$ (単位デシベル)で表したものを言う。

この場合、Aoは次の値とする。

 $1 \le f \le 4$ の場合、 $A_0 = 2 \times 10^{-5} f^{--1/2}$

 $4 \le f \le 8$ の場合、 $A_0 = 10^{-5}$

 $8 \le f \le 90$ の場合、 $A_0 = 0.125 \times 10^{-5} f$

- (2) 測定条件は、次のとおりとすること。
 - ア 振動ピックアップの設置場所は、緩衝物がなく、かつ、十分踏固め等の行われている堅い 場所とすること。
 - イ 振動ピックアップの設置場所は、傾斜又は凹凸のない場所とし、水平面を十分確保できる

場所とすること。

- ウ 振動ピックアップは、外囲条件の影響を受けない場所に設置すること。
- エ 指示計器の動特性は緩(Slow)とすること。
- (3) 測定は、上り及び下りの列車を合わせて、原則として連続して通過する 20 本の列車について、当該通過列車ごとの振動のピークレベルを読み取って行うものとすること。 なお、測定時期は、列車速度が通常時より低いと認められる時期を避けて選定するものとすること。
- (4)振動の評価は、(3)のピークレベルのうちレベルの大きさが上位半数のものを算術平均して行うものとすること。

3 指針達成のための方策

(1) 新幹線鉄道振動の振動源対策として、構造物の振動低減対策等の措置を講ずるものとすること。

なお、以上の措置を講じても現在の防止技術では振動を低減することが困難な場合もあるので、早急に構造物の防振対策、振動遮断対策などの技術開発を図るものとすること。

- (2) 新幹線鉄道振動の障害防止対策として、既設の住居等に対する建物の移転補償、改築及び補強工事の助成等の措置を振動が著しい地域から実施するものとすること。特に、今後早急に家屋の防振対策技術の開発を図り、家屋補償等により振動の影響を軽減する措置を講ずるものとすること。
- (3) 新幹線鉄道振動対策の実施に当たっては、「新幹線鉄道騒音に係る環境基準(昭和50年7月環境庁告示第46号)」に基づく騒音対策その他の環境対策と有機的に連携して実施するものとすること。

名古屋市の騒音

新幹線鉄道騒音・振動編(令和2・3年度)

発 行 名古屋市環境局

編 集 地域環境対策部大気環境対策課

発行年月 令和3年8月(令和4年2月修正)



毎月8日は 環境保全の日